

平成25年（ワ）第515号，第1476号，第1477号

福島第一原発事故損害賠償請求事件（国賠）

原告 遠藤 行雄 外

被告 国，外1名

最終準備書面

—第4分冊—

2017（平成29）年1月31日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福 武 公 子

同 中 丸 素 明

同 滝 沢 信
外

目次

第2編 福島第一原子力発電所事故による被害と損害

第1章 福島第一原子力発電所事故による被害の実相10

第1 はじめに10

第2 放射性物質による汚染～現在も除染が進んでいないこと10

1 放射性物質の拡散10

2 放射能汚染の継続13

3 除染政策の現状14

(1) 除染の必要性14

(2) 除染方法の問題点14

(3) 放射性物質の最終処分の問題16

(4) 海洋・河川汚染に対する無策16

4 除染実施率の低迷17

(1) 除染特別地域の実施状況17

(2) 汚染状況重点調査地域の実施状況17

5 期待外れの除染効果18

(1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金18

(2) 補助対象となる除染作業18

6 そもそも正確な空間線量を測ることが困難であること20

7 子ども・被災者支援法の問題点21

(1) 子ども・被災者支援法の成立21

(2) 基本方針の問題点22

第3 避難者の苦難～現在も避難者の苦難が継続していること23

1 避難指示の変遷23

2	現在の避難区域と避難者数	24
3	避難過程における苦難～未曾有の広域避難	28
	(1) 膨大な避難者数	28
	(2) 着の身着のままの多段階避難	29
4	避難先での苦難～被害者のおかれた現実～	30
	(1) 避難生活の実態	30
	(2) 避難生活の身体的, 精神的限界	32
	(3) 望郷の念	36
	(4) 住宅無償提供打切り問題	37
	(5) 小括	38
第4	復興が進んでいるとは到底言えないこと	38
1	人口	38
2	産業	40
3	帰還意思に関する住民意向調査からみる復興の非現実性	41
4	個別原告の状況	43
	(1) 南相馬市小高区	43
	(2) 南相馬市鹿島区	43
	(3) 広野町	44
	(4) 富岡町	46
	(5) 浪江町	47
	(6) 飯館村	48
	(7) いわき市	49
5	小括	50
第5	本件事故が未だ収束していないこと	50
1	内閣総理大臣発言の変遷	50
2	事故後に報道された事実	51

3	原子炉からは今も放射性物質が放出され続けていること	55
(1)	1～3号機には使用済み燃料がそのまま残っていること	55
(2)	溶融した核燃料（デブリ）の状態はわかっていないこと	55
(3)	増え続ける汚染水	56
(4)	小括	57
4	人々の不安が解消されていないこと	57
第6	総括	57
1	被害の広範性	57
2	被害の継続性	58
3	被害の深刻性・全面性	59
第2章	平穏生活権侵害	61
第1	はじめに	61
第2	包括的生活利益としての平穏生活権	61
1	包括的生活利益として捉えることの意義	61
2	裁判例及び学問的知見	62
3	包括的生活利益としての平穏生活権の重要性	65
第3	現地検証に代わるDVD上映を行ったことの意義	66
1	現地検証を行うことの必要性	67
2	現地検証に代わるDVD上映を行ったことの成果	68
3	現地検証に代わるDVD上映だけではわからない事実	69
第4	総括	70

第3章	低線量被ばくの危険性と避難の合理性	72
第1	はじめに	72
第2	低線量被ばくの危険性	72
1	放射線による健康被害の特徴	72
	(1) 放射線による健康被害の説明	72
	(2) 放射線が持つ桁違いのエネルギー	73
	(3) 放射線被ばくによる生体への影響	74
	(4) 放射線は微量でも健康リスクを生じさせる	74
2	低線量被ばくとLNTモデル	75
	(1) 低線量被ばくとは	75
	(2) 確定的影響(急性障害)には「しきい値」がある	75
	(3) 確率的影響(晩発障害)をどう評価するか	76
	(4) LNTモデルの意義: 確率的障害にしきい値はないこと	77
	(5) 小括	78
3	低線量被ばくに関する被告国及び東京電力の主張に対する反論	78
	(1) 被告国及び被告東京電力の主張	78
	(2) 被告国及び東京電力の主張に対する反論～LNTモデルは疫学データのみならず生物実験等により裏付けられていること(LNTモデルの正しい理解)	80
4	WG報告書は低線量被ばくに関する最新の知見を無視していること	82
	(1) WG報告書の欠陥	82
	(2) 原爆被爆者LSS調査による最新の知見	83
	(3) 連名意見書による批判	85
	(4) 連名意見書に対する反論	86

(5) 小括	86
5 テチャ川流域住民の健康影響調査	87
(1) 放射性廃棄物による河川流域の汚染とがん発生率の増加	87
(2) 連名意見書による批判	88
(3) 連名意見書に対する反論	88
(4) 小括	89
6 原子力産業労働者を対象とする疫学調査～放射線作業従事者の がんリスクに関する15か国共同研究	89
(1) 本論文の概要	90
(2) 連名意見書による批判	90
(3) 連名意見書に対する反論	90
7 原子力産業労働者を対象とする疫学調査～仏英米3か国の労働 者後ろ向きコホート研究	91
(1) INWORKS 論文の概要	91
(2) 連名意見書による批判	92
(3) 連名意見書に対する反論	93
(4) 小括	93
8 高線量地域における小児白血病（英国）	93
(1) 本論文の概要	93
(2) 連名意見書による批判	94
(3) 連名意見書に対する反論	94
9 医療被ばくの健康影響	95
(1) 医療被ばく統計の信頼性は高いこと	95
(2) 小児・青年期におけるX線・CT検査による被ばくと発が んリスクに関する疫学調査（英国）	95
(3) 小児・青年期におけるCT検査による被ばくと発がんリス	

クに関する疫学調査（豪州）	96
（４）連名意見書による批判	97
（５）連名意見書に対する反論	97
（６）小括	98
10 福島県民健康調査の結果から甲状腺がんの増加が明らかになっ たこと	99
（１）福島県民健康調査の概要	99
（２）先行検査の結果	100
（３）２巡目検査の結果	100
（４）連名意見書による批判	102
（５）連名意見書に対する反論	102
（６）小括	103
第 3 避難の合理性の判断方法	103
1 判断枠組み	103
2 本件原告らの避難の合理性	105
第 4 リスク認知論	105
1 リスク認知論の知見を踏まえることの必要性	105
2 専門家によるリスク評価と一般人のリスク認知の違い	106
3 一般人のリスク認知の特徴	107
（１）二重過程理論	107
（２）リスク認知の２因子モデル	108
4 一般人のリスク認知の基本的枠組みからすれば，本件事故に関 して一般人が健康リスクを強く感じるのは当然であること	108
5 認知的一貫性の原理	111
6 小括	111
第 5 総括	112

第4章 完全賠償とは	114
第1 はじめに	114
第2 あるべき損害把握	114
1 非典型の事件類型であること	114
2 原子力損害賠償と差額説	115
(1) 差額説の本来の思考様式	115
(2) 具体的損害計算	116
(3) 抽象的損害計算	117
3 小括	118
第3 中間指針批判	119
1 原賠償の位置付け	119
2 中間指針等の性格	119
(1) 賠償範囲・賠償額の制限を示したのではないこと	119
(2) 一方当事者に配慮した不十分なものであること	121
3 審議過程での作成者の認識	122
第4 避難慰謝料	126
1 中間指針等の内容	126
2 問題点	126
3 あるべき避難慰謝料	128
第5 居住用不動産	129
1 中間指針・第四次対補の限界	129
2 財産的損害の損害賠償理論	130
(1) 具体的損害計算（個別積算方式・実損主義）	130
(2) 抽象的損害計算（財産管理・処分の自由，人格の展開の自	

由)	130
(3) 損害賠償の請求権の権利追求機能	130
(4) 居住用不動産の特性 (包括的生活利益の侵害)	131
3 あるべき居住用不動産の賠償	131
(1) 再取得価額の賠償	131
(2) フラット35は最低限の損害計算であること	132
第6 ふるさと喪失慰謝料	132
1 中間指針の内容と問題点	132
2 ふるさと喪失慰謝料の必要性	133
(1) 避難慰謝料との違い	133
(2) 人格的生存のためには, 地域の自然環境を前提にした多様な生活基盤の総体が必要であること	134
(3) 「ふるさと喪失」とは	136
3 あるべきふるさと喪失慰謝料	137
第7 総括	140

第2編 福島第一原子力発電所事故による被害と損害

第1章 福島第一原子力発電所事故による被害の実相

第1 はじめに

序で述べたとおり，福島第一原子力発電所の事故（以下「本件原発事故」という。）による被害の核心は，被告国により国策として押し進められてきた不完全かつ杜撰な原子力発電推進政策による歪んだ「安全神話」の下で，被告東京電力株式会社（以下「被告東京電力」という。）をして利潤追求をさせた結果もたらされた放射能汚染による被害であることは疑いないものである。

本件原発事故による影響は，極めて広範かつ多様である。福島県の避難者数は，ピーク時（2012年（平成24年）5月）には16万4865人に上り，現時点においても8万人以上に及ぶ。

これら避難者のうち，県外へ避難した者，県内に留まった者，事業者など，事故前の属性や状況によって被害の現れ方は多様である。従って，被害の実相を把握することは，本件における個々の原告の損害を認識する上で重要な指標となる。

そこで，以下，本件原発事故による被害の実相について述べる。

第2 放射性物質による汚染～現在も除染が進んでいないこと

1 放射性物質の拡散

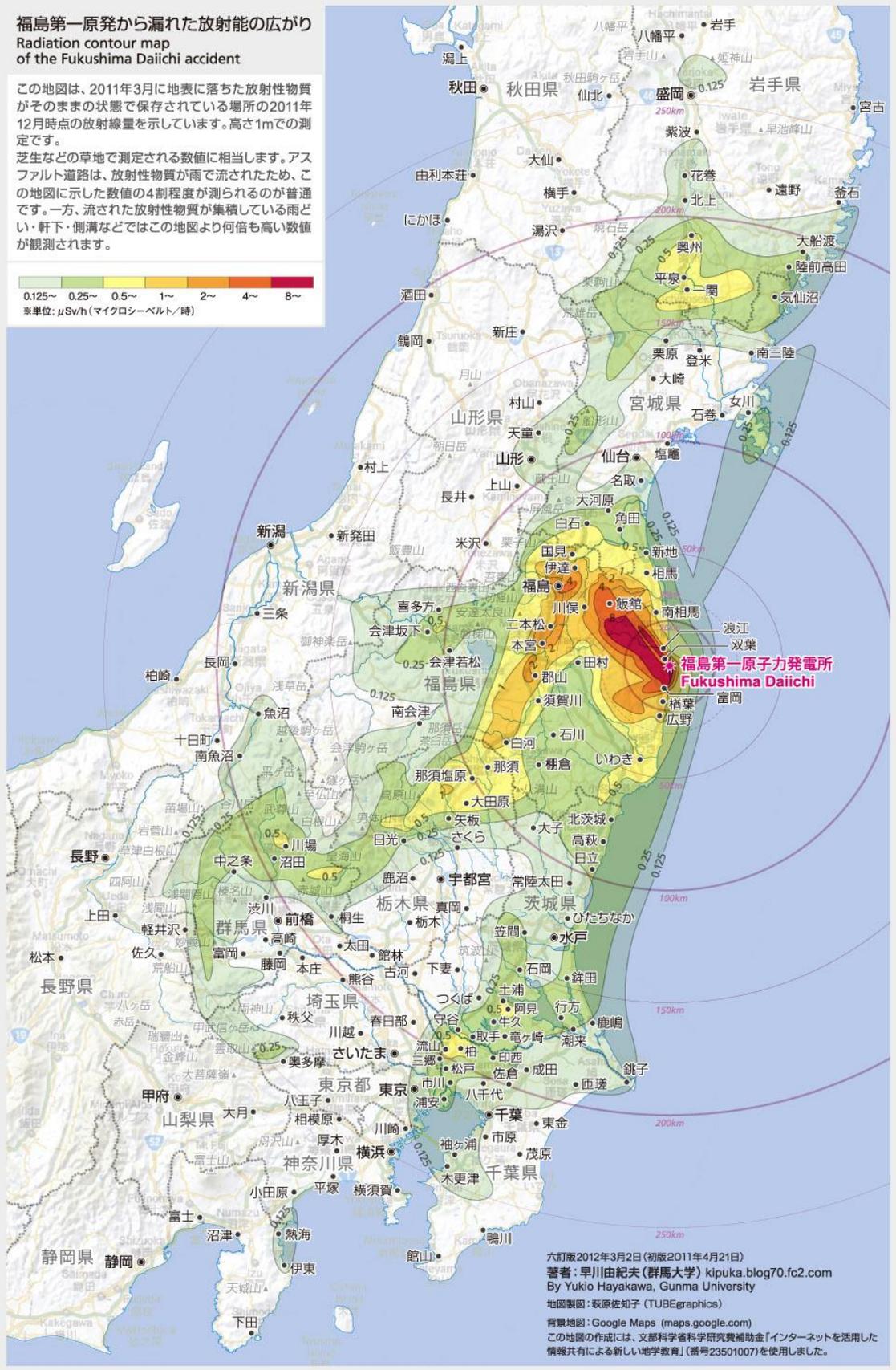
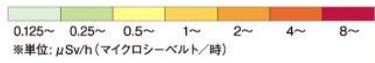
本件原発事故により，様々な放射性核種（ヨウ素，セシウム，

ストロンチウム等) が大量に放出・拡散され、福島県を中心とする東日本の広範囲に渡り、大気、土壌、地下水、河川、海洋などの環境が放射能により汚染された。現在もそれが継続しており、現時点においても8万人以上の人々が避難生活を続けている。

本件原発事故直後の2011(平成23)年3月12日から同月21日までの間の放射性物質の拡散状況は、次頁の図のとおりである。放射性物質による放射能汚染は、同心円状に拡散したのではなく、放射性物質の拡散当時の風向等による影響を受けたため、福島第一原発から離れた地域においても、周辺地域より放射線量の高い地域や地点が生じた(ホットスポット)。

福島第一原発から漏れた放射能の広がり
Radiation contour map
of the Fukushima Daiichi accident

この地図は、2011年3月に地表に落ちた放射性物質がそのままの状態で見られる場所の2011年12月時点の放射線量を示しています。高さ1mでの測定です。
 芝生などの草で測定される数値に相当します。アスファルト道路は、放射性物質が雨で流されたため、この地図に示した数値の4割程度が測られるのが普通です。一方、流された放射性物質が蓄積している雨どい・軒下・側溝などはこの地図より何倍も高い数値が観測されます。



六訂版2012年3月2日(初版2011年4月21日)
 著者: 早川由紀夫(群馬大学) kipuka.blog70.fc2.com
 By Yukio Hayakawa, Gunma University
 地図製図: 萩原佐知子 (TUBEgraphics)
 背景地図: Google Maps (maps.google.com)
 この地図の作成には、文部科学省科学研究費補助金「インターネットを活用した情報共有による新しい地学教育」(番号23501007)を使用しました。

2 放射能汚染の継続

前記のとおり，本件原発事故は，莫大な放射性物質を大気，土壌，地下水，河川，海洋などの環境中に大量に放出し，人々が生きて行くための環境をことごとく汚染した。この放射能汚染は，現在もなお継続している。

原子力安全・保安院は，2011（平成23）年4月12日時点において本件原発事故により広い範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとして，国際原子力事象評価尺度（INES）に基づき，最悪の「レベル7（深刻な事故）」に評価を引き上げた。この時点で，1979（昭和54）年のスリーマイル島原発事故のレベル5を超え，1986（昭和61）年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵する状態に至った。

本件原発事故で大気中に放出された放射線物質の線量は，ヨウ素換算（国際原子力事象評価尺度〈INES評価〉）にして約900PBq（ペタベクレル，ヨウ素：500PBq，セシウム137：100PBq）とされており，チェルノブイリ原子力発電所の事故におけるINES評価5200PBqと比較して約6分の1の放出量になる。放出された放射性セシウムは，地表に降下した結果，土壌に沈着している。また，環境省によると，福島県内の1778km²もの土地が年間5mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域に，同県内の515km²もの土地が年間20mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域になった。

3 除染政策の現状

(1) 除染の必要性

本件事故によって放出された放射性物質のうち、陸上の除染で主に問題となるものは、大気中に大量に拡散したセシウム134、セシウム137等であるが、セシウム134は半減期が約2年、セシウム137は半減期が約30年なので、そのまま放っておくと長期間存在して放射線を出し続けることになる。そのため、追加被ばくから防ぐには、除染が不可欠となる。

(2) 除染方法の問題点

環境省によれば、除染とは、生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることである。環境省は、取り除く（除去）、遮る（遮へい）、遠ざけるという3つの考え方に基づいて除染を行うとしている。しかし、除去、遮へい、遠ざけるという3つの除染方法には、次のとおり問題がある。

① 除去

まず、放射性物質の除去は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により行うとしている。もっとも、この方法では、取り除いた放射性物質をどこに持って行くのかという問題が残る。

② 遮へい

次に、放射性物質（放射線）の遮へいは、放射性物質を土やコンクリートなどで覆うことにより行うとしている。

本件事故における除染政策では、放射能に汚染された土壌を除染する最も一般的な方法として、汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われている。

この方法によれば、たしかに一時的に空間放射線量を下げることとはできる。しかし、上に盛った土が雨などで流出すると、汚染土が現れて遮へいされなくなる可能性がある。また、土の入れ替えでは、根本的に土壤汚染は解消されないため、家庭菜園などの農作物への放射性物質の移行、地下水への浸透、子供の土遊びへの影響という危険性を払拭することはできない。

このように、土の入れ替えという除染方法には限界があり、その場に放射性物質を処分せずに残存させるものである以上、そもそも「除染」といえるのか、極めて疑問である。

③ 遠ざける

遠ざけるとは、放射性物質を生活圏から離れた場所に保管し、立入禁止等の措置を講ずることによって、人の被ばく線量を下げようとするもので、取り除いた放射性物質を一時的に保管するための仮置場や最終処分などについての考え方とみられる。

除染作業の本格化で、放射性物質を含む除去土壌等は増え続けているが、最終処分の方針が示されず、保管期限も定められないため、各自治体とも、仮置場の設置に対する周辺住民の理解は容易には得られていない。また、都市部では、そもそも仮置場の候補として適当な場所が少ないこと等から、その確保がほとんどできていない。

その結果、生活圏から離れた場所に仮置場を設けることができずに、除染した現場で除去土壌等を保管する現場保管が一般的になっている。しかも、除去土壌等を現場保管するに際しての保管方法が環境省のガイドラインで示されているが、その内容は放射性物質の取り扱いとしては驚くほど簡易であり、十分な期間の保管に耐えられるのか、極めて疑問である。

通常の一般人の感覚では、期限も定めずに現場保管する措置をもって放射能を除去したと評価することは困難である。このような現状からすれば、放射性物質が生活圏から遠ざけられているとは言い難い。

(3) 放射性物質の最終処分の問題

また、そもそも、除染によって放射性物質自体がなくなるわけではない。除染によって取り除くべき放射性物質の最終処分の問題を解決しなければ、除染問題は本質的に解決しない。しかし、被告国は、最終処分について、具体的な道筋を示していない。そのため、本件事故で現在行われている除染は、放射性物質を他の場所に一時的に移すだけの「移染」に過ぎない。

(4) 海洋・河川汚染に対する無策

本件事故では、海洋や河川も広範囲にわたって汚染されている。

福島沖の海底では、東京大学と海上技術安全研究所などが、原発から20km圏内の海域を中心に海底の放射性セシウムの汚染を調査し、2013（平成25）年8月7日、放射性セシウムの濃度が周辺よりも2～10倍高い「ホットスポット」が40か所見つかったと発表した（同月7日付日本経済新聞Web版）。福島第1発電所事故で放出されたセシウムが海底のくぼんだ場所などにたまったためとみられる。しかし、海洋や海底の除染は、行われていない。

また、河川については、河床の汚染のひどい河川があり、農業や内水面漁業への影響が心配されている。しかし、環境省は「住民の被ばく線量への影響も限定的」等の理由で、「（他の）除染作業が一定程度進展した後に実施を検討する」というにと

どまっている（甲ニ共34）。このため、河川の除染も、現在行われていない。

4 除染実施率の低迷

（1）除染特別地域の実施状況

環境省除染情報サイト「除染特別地域にける進捗状況」によれば、現在、実施計画に基づく除染が終了したと発表されているのは、田村市、檜葉町、川内村、大熊町だけである。他の6市町村は作業に着手はしているものの除染は終了していない。双葉町に至っては、実施計画すら策定できていない。

報道によれば、当初は2013（平成25）年度中に終わる予定だったが、除染で出た汚染土壌の仮置場確保が難航して大幅に遅れていることから、2016（平成28）年度内の完了に計画を見直したとされている（2013（平成25）年12月26日付東京新聞デジタル版）。

（2）汚染状況重点調査地域の実施状況

福島県内の市町村が行っている除染の実績割合は、2013（平成26）年6月末現在で、住宅で43.7%、道路で32.0%にとどまっており（甲ニ共35）、計画の半分にも届かない低い水準のままである。

除染前のモニタリングや除染に関する同意を得ることに時間がかかることから、住宅の除染は進んでいない。除染に関する同意が得られない重要な理由の1つとして、市町村で仮置場の確保ができず、除染後も除去土壌等が現場保管となることについて理解が得られないという実情がある。

このため、2014（平成26）年6月現在においても、「（各

市町村の) 除染計画全体が終了するまでには、さらに数年間はかかる見込みとなってい」るのが現状である(甲二共36)。

5 期待外れの除染効果

汚染状況重点調査地域において、被告国の補助金が出る除染事業について、除染効果を実証したところ、十分な効果を上げる内容になっていないとの批判が、除染の実施主体である自治体から挙がっている。

(1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金

被告国は、汚染状況重点調査地域において市町村等が行う除染に係る費用について、「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」を出している。

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は、放射性物質汚染対処特措法に基づく放射線量低減対策の費用を被告国が補助する制度である。汚染状況重点調査地域に指定されている市町村が行う除染事業は、この制度によって被告国が財政支援を行うこととされている。

(2) 補助対象となる除染作業

上記補助金を交付する際の基準として、環境省の「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」(2011(平成23)年12月22日施行)に基づいて同省水・大気環境局長が「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領」(同日施行)を定めている。上記取扱要領では、除染事業について「比較的線量の高い地域」と「比較的線量の低い地域」とに区別し、補助対象となる除染作業は2つの地域で異なるものとされている。

上記取扱要領の別表(2)2-1(甲ニ共37)によれば、「比較的線量の高い地域」では、戸建て住宅の除染に際し、屋根の清掃・拭取り・ブラシ洗浄・高圧洗浄、庭における表土除去、コンクリート・側溝の高圧洗浄、表土の上下層の入れ替え、客土、芝のはぎ取りなどが補助対象になっている(以下、上記取扱要領における「比較的線量の高い地域」の除染作業の内容を「高線量メニュー」という。)

これに対し、上記取扱要領の別表(2)2-2(甲ニ共37)によれば、「比較的線量の低い地域」では、戸建て住宅の除染に際し、上記の作業は補助対象になっていない。補助対象のメニューをみると、建物については、屋根の洗浄はなく、壁面等の清掃・拭取り、雨樋等の清掃・洗浄等にとどまっている。コンクリートや側溝は高圧洗浄がなく、コンクリートはブラシ洗浄に、側溝は清掃・洗浄・汚泥の除去にとどまる(以下、上記取扱要領における「比較的線量の低い地域」の除染作業の内容を「低線量メニュー」という。)。このように、低線量メニューは除染の範囲が狭い上に、高圧洗浄などの比較的効果があるとされる除染の方法が制限されているため、空間放射線量の低減効果がほとんどないのではないかと疑問が投げかけられている。

高線量メニューと低線量メニューの適用の基準は公表されていないが、実際には、多くの地域が低線量メニューの除染にとどめられており、自治体や住民からは不満が上がっている。

また、農地除染については、技術的問題もあり農家の作付け意欲は減少し、作付け自粛が拡大している(甲ニ共71・238頁)。さらに、福島県は森林率が71%と高い地域であるが、

これらの除染は宅地ベースで行われているため、根本的な除染とはなりえない（同・239頁～）。被告は、仮置き場での保管が適切になされているかのように主張するが、現実には、平成27年9月11日、大雨の影響で、川俣町や楢葉町の仮置き場7カ所が冠水している。そして、飯舘村では、除染で刈った草などを詰めた「フレコンバッグ」と呼ばれるポリエチレン製の黒い袋（1 m³）が少なくとも82袋、除染現場から川に流れ、このうち45袋は回収できていない（甲二共72）。

6 そもそも正確な空間線量を測ることが困難であること

正確な線量を測定することが困難であることは、原告ら第18準備書面において主張したとおりである。

原子力規制委員会が発表する空間放射線量率の測定は、モニタリングポストや、リアルタイム線量計等を利用して測定されている。国際環境NGOグリーンピースが平成24年10月16日～19日に実施した調査によると、調査した40か所のモニタリングポストのうち、75%に該当する30か所が周辺の放射線量より低く表示をされており、中にはモニタリングポストから半径25m以内の放射線量を測定した結果、モニタリングポストの表示より4.5倍も高い放射線量を計測した場所もあるとのことである。すなわち、モニタリングポストの付近のみが集中的に除染されており、それ以外の部分での放射線量は高くなっているのである。実際に、弁護団にて視察に行った際にもモニタリングポストから少し離れた草むらや樹木の付近においては、放射線量は高くなっている（甲二共76）。

被告東京電力の主張する放射線量率が、実際の居住エリアの放

放射線を反映していないというのが、原告らに共通する実感である。

7 子ども・被災者支援法の問題点

(1) 子ども・被災者支援法の成立

子ども・被災者支援法は、東京電力原子力事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（被災者生活支援等施策）の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することが目的となっており（1条）、2012年6月21日に成立した。

子ども・被災者支援法は、被災者が支援対象地域から避難すると言う選択を行った場合でも適切に支援することを規定したため、避難する権利というものが法律上の根拠を獲得したかのように思えるが、支援対象地域がどの地域を指すのかといったことは法律には全く書かれておらず、また、上記の規定は被災者生活支援等施策の基本となる事項を規定するものにすぎなか

ったため、子ども・被災者支援法は、それだけで避難する権利を実質的に保障するものとはならなかった。5条1項は、「政府は、第2条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めなければならない」と規定するが、避難する権利が実効あるものとなるかどうかは、基本方針の内容次第となった。

（2）基本方針の問題点

支援対象地域の指定が困難であることが理由の一つとなり、子ども・被災者支援法が成立してから1年以上経っても、基本方針が策定されないという状態が続いた。2013年8月30日になってようやく、復興庁から基本方針案が公表され。パブリックコメントを実施した後、同年10月11日、基本方針が閣議決定された。しかし、当該基本方針については、従来から実施されている支援策「原子力災害による被災者支援パッケージ～子供をはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて」（被災者支援施策パッケージ）などで実施されている支援策を確認的に並べたものにすぎず、避難者のニーズにこたえる新たな支援策はほとんど打ち出されなかった。支援対象地域についても、福島県内の浜通り・中通りの市町村に限定され、福島県外の被害地域は指定から外れたものとなり、多くの被害住民・避難者が失望することになった。

2015年8月25日、基本方針の改定がされたが、改定案は放射線量が低減したとして、避難指示区域以外から新たに避難する状況にはない、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当となると考えられる、空間線量等からは支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当、当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対

象地域の縮小又は撤廃はしないこととするとしてうえて、福島県による自主的避難者への無償住宅提供の打ち切り方針を追認している状況である。先述したとおり、除染が不十分であり、復興の見通しがたたない中で、今後は「帰還」と「定住」への支援に重点を置き、その本質は原発事故被害者への賠償、支援の打ち切りの拡大と言わざるを得ないものであった。

このように、子ども・被災者支援法が存在しているにもかかわらず、現状は骨抜きになっており、避難者がいないがしろにされる状況が続いている。

第3 避難者の苦難～現在も避難者の苦難が継続していること

1 避難指示の変遷

菅直人内閣総理大臣（当時）は、2011（平成23）年3月11日19時03分、原子力緊急事態宣言を発令して原子力災害対策本部を設置した。そして、以下のとおり、避難指示が繰り返しなされ、そのたびに避難範囲が変更されていった。

① 3月11日21時23分

福島第一原発周辺から半径3km圏内の住民等に対して避難指示、半径10km圏内の住民等に対して屋内退避指示。

② 3月12日5時44分

福島第一原発から半径10km圏内の住民等に対する避難指示。

③ 3月12日18時25分

福島第一原発から半径20km圏内の住民等に対する避難指示。

④ 3月15日11時00分

福島第一原発から半径20km以上30km圏内の住民等に対す

る屋内退避指示。

⑤ 3月16日

南相馬市が、独自の判断に基づき、市民に対し、一時避難を要請・支援。

⑥ 3月25日

屋内退避指示を行った地域に対し、区域外避難要請。

⑦ 4月22日

i 福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定， ii 福島第一原発から半径20kmから30km圏内の屋内退避指示を解除， iii 葛尾村，浪江町，飯舘村，川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に設定， ④ 広野町，楡葉町，川内村，田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域に設定。また，政府による避難指示は，年間被ばく量20mSvを目安とされた。

⑧ 6月30日

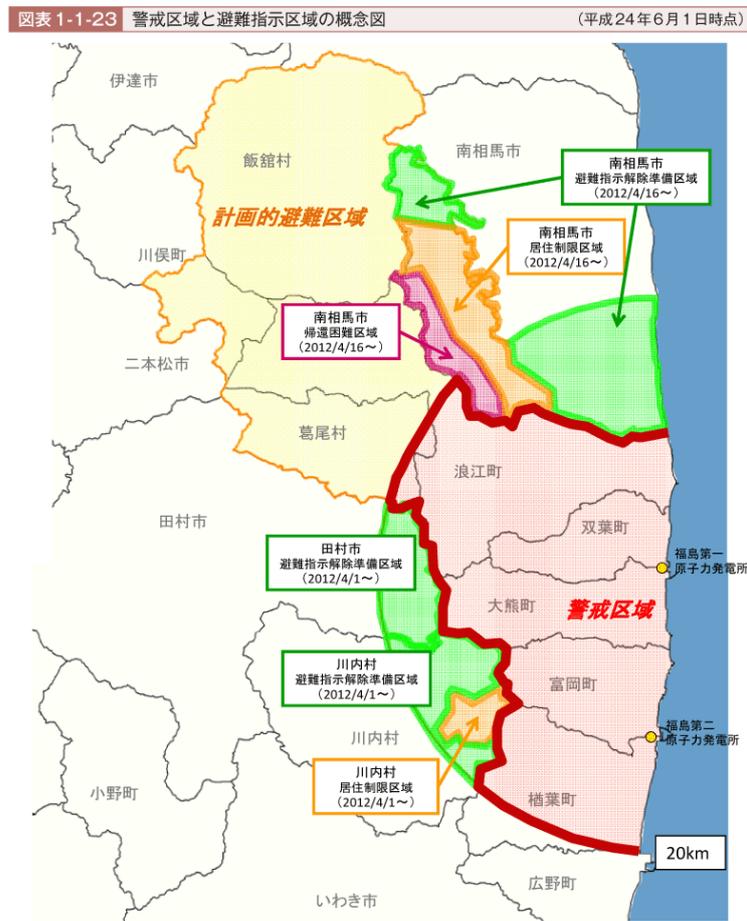
局所的に年間被ばく量が20mSvを超えるおそれのある地点について，特定避難勧奨地点が伊達市で初めて指定され，その後，南相馬市や川内村にも拡大された。

2 現在の避難区域と避難者数

2012（平成24）年4月1日以降，政府原子力災害対策本部により避難指示区域の見直しが行われ，従前の警戒区域及び避難指示区域については，避難指示解除準備区域，居住制限区域，帰還困難区域の3つの区域として見直された。その後，変遷を繰り返し，2012（平成24）年6月1日時点の状況と較べると，2016（平成28）年10月28日時点においては，それぞれ

次の図のとおりとなっている。

【2012（平成24）年6月1日時点】



出典：内閣府資料

【2016（平成28）年10月28日時点】



出典：経済産業省

また，避難指示区域の設定により，現在においても避難を余儀なくされている人の数は，以下のとおりである。¹

	市町村	H23.3.11時点の住民数	現在の避難者数		現在の帰還者数
1	田村市	41,662人	1,011人 ※H28.7.31現在	うち 県内 947人 県外 64人	2,858人 (985世帯) ※H28.7.31現在
2	南相馬市	71,561人	8,797人 ※H29.1.12現在	うち 県内 3,619人 県外 5,178人	
3	川俣町	15,877人	1,159人 ※H28.8.1現在	うち 県内 1,113人 県外 46人	
4	広野町	5,490人	2,265人 ※H28.8.25現在	うち 県内 1,979人 県外 286人	2,828人 (1,429世帯) ※H28.8.25現在
5	檜葉町	8,011人	6,500人 ※H28.7.31現在	うち 県内 5,461人 県外 852人	696人 (385世帯) ※H28.10.4現在
6	富岡町	15,960人	15,053人 ※H28.9.1現在	うち 県内 10,780人 県外 4,273人	
7	川内村	3,038人	920人 ※H28.8.1現在	うち 県内 734人 県外 186人	1,830人 (778世帯) ※H28.8.1現在
8	大熊町	11,505人	10,690人 ※H28.8.1現在	うち 県内 8,099人 県外 2,591人 ※国外，所在不明除く	
9	双葉町	7,147人	6,964人 ※H28.8.1現在	うち 県内 4,072人 県外 2,892人	
10	浪江町	21,434人	20,858人	うち	

¹ 福島復興ステーション「避難地域12市町村の詳細」より引用
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html>)

			※H28.8.31 現在	県内 14,482 人 県外 6,376 人	
11	葛尾村	1,567 人	1,389 人 ※H28.8.1 現在	うち 県内 1,285 人 県外 104 人	72 人 (43 世帯) ※H28.8.1 現在
12	飯舘村	6,509 人	6,119 人 ※H28.9.1 現在	うち 県内 5,771 人 県外 348 人	
	合計	209,761 人	81,725 人	県内 58,342 人 県外 23,196 人※	

※なお、福島県全体については、県内への避難者が 4 万 1 0 5 1 人、県外への避難者数が 4 万 0 0 5 9 人である。²

3 避難過程における苦難～未曾有の広域避難

(1) 膨大な避難者数

本件原発事故による放射能の大量流出は、広域かつ、未曾有の数になる避難者を生み出した。

本件原発事故後、政府から避難区域の指定がなされたが、その指定区域は、前記のとおり福島県内の 12 市町村に及んだ。避難した人数は、2011（平成23）年8月29日時点において、警戒区域（福島第一原発から半径20km圏）で約7万8000人、計画的避難区域（20km以遠で年間積算線量が20mSvに達するおそれがあるとされている地域）で約1万0010人、緊急時避難準備区域（半径20～30km圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域）で約5万8510人、合計では約14万6

² 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1677報、平成29年1月16日）による。

(http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/253510_592924_misc.pdf)

520人に達した。

避難区域指定をされていない福島県内の多くの地域においても、年間1 mSvを遙かに超える放射線量が検出されており、福島市、郡山市などではさらに高い値を示していた。このため、避難対象区域外の住民の多くも福島県内にとどまることができず、県外に避難することを余儀なくされた。特に妊婦や子供を抱える家庭は、住居地に留まるか避難するかの選択を突きつけられた。そして、少なくない人々が妊婦や子供を抱えて、県外での避難生活を送ることを決断した。こうして福島県から県外に避難した人々は、本件原発事故から約1年後の2012（平成24）年3月8日時点において、6万2831人に及び、約5年後の2016（平成28）年12月9日時点においても4万0059人に及んでいる。

（2）着の身着のままの多段階避難

もちろん、このような大規模な避難は、被告国の指示のもと迅速かつ円滑に行われたわけではない。多くの住民は、被告らや地方公共団体から何らの情報を得ることもできず、事故への恐怖、生命身体の危険から、着の身着のまま、知り合いからの口コミや噂などの不確実かつ限られた情報を頼りに、避難を敢行した。そして、避難場所にたどり着いても、既に受け入れ人数が満杯であったり、その場所が高線量であるということで再度の避難を強いられたり、親類の家であっても長期間は居づらい等の事情で、多くの被害者が避難のための移動を何度も繰り返すことを余儀なくされた。

例えば、富岡町の避難者は、川内村に避難しろとの放送があったため川内村に向かったが、そこが満員で違う場所に避

難先を変更し、三春町に着いたがそこも満員になり、本宮市の避難所に移動。その後も何カ所か移動した上でいわき市の借り上げ住宅に辿り着いたという。

国会事故調が実施したアンケートによれば、福島第一原発に近い双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、浪江町では、20%を超える住民が6回以上の避難を行っていた。これは、主に政府が3km、10km、20kmと段階的に避難区域を拡大したためであるが、結果的に避難住民には大きな負担となったものである。

4 避難先での苦難～被害者のおかれた現実～

被害者らは帰還を切に望んでいるにもかかわらず、帰還困難な現実に直面している。被害者らは引き裂かれるような思いの中で苦しんでいる。

(1) 避難生活の実態

これまで、避難地域の人々の多くは、自然との調和のもとに生活し、農地や海、山、川などから自然の恵みを受けて生活してきた。家族や地域の人々、職場の人々との交流、充実した仕事に日々従事してきた。ペットや家畜などとの触れ合い等の中で、人間らしい生活を送ってきた。その地域に、自己実現の場を求め、文化を継承し創造していく場を実現してきたのである。

ところが、本件原発事故は、地域生活（コミュニティ）そのものを根本から破壊してしまった。避難地域を中心に、その自然環境、経済、文化などは、根本から徹底的に破壊されてしまった。

避難の強制は、それぞれの人生設計、生活に決定的に重大な影響を生じさせている。住民らの多くは、学業の中断を余儀なくされたり、職を失ったり、思い描いていた職業に就く機会を奪われた。

避難者らは、突然、大切な故郷から、何の予告もなく、着の身着のままで追い出され、地域社会がばらばらに分断されてしまったのである。長年かけて形成されてきた集落や地縁といったものが失われ、その中で長年継承されてきた伝統的文化が失われ、生産や学びの場が消失してしまったのである。故郷に置いて来ざるを得なかった家畜やペットの多くは餓死し、美しい故郷は不毛地帯と化している。愛する美しい故郷が汚され、帰る場所も無いという「喪失感」によって気力を失いつつある人も数多くいるのである。

避難者らは、一時帰宅の度に、荒れ果てて行く自宅や地域をなすすべなく見ているしかない。大切にしていた自宅は、雨漏りで一面カビだらけになっており、いたるところにキノコが生えている。ネズミや獣の糞が部屋の中に転々と転がり、ウジが湧いている。庭木の間には、背丈より高くなった雑草が生い茂っており、もとの姿はない。このような姿を一時帰宅の度に見て、避難者らは心を痛め、気持ちが萎えていってしまうのである。

萎えていくのは気持ちだけではない。避難生活の長期化の中で、体力も衰えていき、次々に病気になっていく人が絶えない。体力の無い老人を中心に体調を崩し、持病が悪化したり、あらたな病気となり、さらには死亡してしまったり、ショックのあまり自死という道を選んでしまうという痛まし

い事態も生じている。

狭い仮設住宅やアパートの隣人の声や音に苛まれ、不眠症を患い、生甲斐や自分の存在価値を見いだせなくなり、絶望的な気持ちとなり、平常心を失って精神的に参りつつあり、不毛地帯と化した故郷に心を痛め、大切な自宅が獣や窃盗団に荒らされていることを、ただただ放置するしかない状況に心を痛めている避難者たちがいるのである。

(2) 避難生活の身体的、精神的限界

ア 応急仮設住宅での生活の限界

本来、仮設住宅は長期間居住し続けることを前提としていない。作りも簡易であり、狭い二間にキッチンとユニットバス程度の広さである。農家のように、庭に畑がある広い家から、このような場所に移転を余儀なくされ、ずっと狭い中に押し込められているストレス、精神的負担は筆舌に尽くせないものである。

仕事があれば救われる部分もあるが、以前と同じような仕事もない。働かず、気晴らしにパチンコなどに行ったかと思えば、「働かずに金を貰って、パチンコばかりしている。」と揶揄される。慣れない土地での生活に孤独となりつつあり、どうしても、仮設や借り上げ住宅の中で、「ひっそり」と生活を送らざるを得ない精神状態となってしまう。これは苦痛以外の何ものでもない。

家に帰りたいたいと思っても、現実問題として帰ることなどできない。線量の高さも然ることながら、自宅は帰るたびに荒れ果て、住めるような状態ではない。窃盗の被害も多数に上る。さらなる窃盗からの被害をどう防止するかを考えてもな

すべき手段もない。

イ 借上げ住宅（みなし仮設住宅）の生活

また、本件原発事故後、災害援助法に基づき、避難者に対し、民間の賃貸住宅を一括で借上げた上で、無償で提供された。騒音や冷暖房の効率の問題は仮設住宅ほどではないが、やはり広い敷地内の家屋に居住していた被害者らにとっては、隣や上下階の騒音が気になったり、自らの生活で音を出さないように気をつけたりするという慣れない生活を強いられている。

また、借上げ住宅は民間の賃貸住宅なので、近隣の居住者は被害者とは限らないし、被害者と認知される機会も少ない。そのため、仮設住宅のように被害者向けの支援の情報が届かず、孤立している状態の被害者が多数存在する。

借上げ住宅に居住する避難者は、各地に分散しているため、避難前の自治会等によるつながりを保つこともできない。

さらに、後記のとおり、借上げ住宅の無償提供が2017（平成29）年3月末日をもって打ち切られることが決定したため、県外への避難者に対し、自治体職員による追出しが全国的に始まっており、新たな社会問題となっている。

ウ 見知らぬ土地での生活の不安

仮設住宅や民間の借上げ住宅（みなし仮設住宅）にしても、それらの居住地の多くは、避難者らがこれまで居住していた所とは異なり、その生活に適應するのは困難な状況である。例えば自動車に乗って移動する際、道路の混み具合、車線の多さに戸惑ったり、集合住宅での騒音に悩まされたりしている。

また、駅での電車の乗り換えの複雑さや、道路での人、自動車の多さに辟易し、外出することをためらう原告もいる。

さらに、避難以前の居住地にはあった近隣の人間関係が、避難先では希薄になってしまい、孤独感を感じる原告も少なくない。

エ 被ばく者としての不安

避難者の人は多かれ少なかれ避難中に被ばくしている。事故後、ホール・ボディ・カウンタの検査を行い、「規定数値以下」といわれても、被ばくしたことの事実やその不安を消すことはできない。「将来、どのような病気になるのか。差別されるのではないか。結婚できるのか。子供は健康に生まれてくるのか。」など、不安と心配は尽きない。

オ 仕事の喪失

福島大学災害復興研究所編「平成23年度双葉8か町村災害復興実態調査基礎集計報告書（第2版）（改訂2012年2月14日）」によると、震災前の仕事は大熊町では会社員が35.0%、自営業12.9%、パート・アルバイト10.8%であった。それが、震災後、会社員は20.6%、自営業13.1%、パート・アルバイト3.1%に減少している。また、双葉町においては、震災前は会社員が34.7%、自営業13.0%、パート・アルバイトが7.7%だったのが、震災後会社員20.7%、自営業3.0%、パート・アルバイト4.6%に減少している。

なお、無職者の割合は、震災前大熊町では28.1%、双葉町では28.9%だったのに対し、震災後はそれぞれ56.9%、51.0%に増加している。

人間にとって働くことが多かれ少なかれ生きがいであることは疑いようもない。強制的な避難は、地域の中で営んできた生業をすべて断念せざるを得なくなった。ある者は自ら経営していた工場を閉め、ある者は会社から解雇を言い渡された。農業や林業を営んでいる者は、仮に避難区域指定が解除されたとしても、作物や立木を出荷することができないのではないかという不安にかられている。

そして、事故から1年8か月が経過してもなお、避難区域の再編、町の復興、生活再建の道筋が見えないため、被害者らは再建先での就業を考えるべきなのか、元の場所での生業に戻るべきなのか目途を立てることができない。

カ 避難生活に伴う家族の分断

避難生活は家族の分断を招くこともある。

16万人を超えるといわれる人々が家族やコミュニティごとにまとまって避難できたわけではなく、離ればなれになってしまった家族もある。

辛うじて家族が行動を共にできたとしても、それまで広い家で暮らしていた家族が、心身ともに大きな負担のある避難生活を、以前よりも狭い避難先で送らなければならないとき、心ならずも家族間で共に生活することが困難になり、家族の一部が別の避難先に移転するということが起きている。

また、父親（夫）が仕事のため元の住居にとどまり、母子が被ばくをおそれ避難することで家族が離ればなれになるということも起きている。母子は、見知らぬ土地で孤立した生活を送る不安と戦い、ひとり残された夫は、生活が乱れ、徐々に家族の絆も不安になっているのである。

キ 被害者同士の軋轢，差別

避難の長期化は，被害者同士の軋轢を生んでいる。狭い仮設に居住し続けることによるストレスから，近隣関係のトラブルに発展してしまう例もあとを絶たない。金銭賠償の不平等な取り扱いは，本来団結しなければならない地域の絆に亀裂を生じさせている。避難先においても，賠償を受けている多くの避難者に対する，受け入れ先の住民による心無い非難（賠償だけもらい，遊んでいるかのような非難）が，二重の被害を与えることとなっている。避難者は，自ら避難者であると言いたがらない。「被ばくしているのではないか。」「働かずに金だけもらっている人達ではないか。」などの差別が怖いのである。

（３）望郷の念

ア 暮らしてきた土地への愛着

避難生活が長くなるにつれて，郷里への望郷の思いは強くなる。

被害者らは，長年暮らしてきた土地・地域への愛着がある。例えば，被害者らの多くは，部屋数が多く，間取りが広い等，生活空間に余裕がある生活をしていた。

また，居住していた家屋だけでなく，敷地内に様々な庭木を植え，家庭菜園を作っていた。これらの庭木は季節ごとに花が咲き，実をつけ，被害者らはそれらを観賞したり収穫したりして楽しんできた。家庭菜園では，様々な種類の野菜を作り，自分たちの家族だけでなく，親戚や友人に配るなどして，新鮮な食材を活用してきた。このように，被害者らの多くは，自然豊かな環境の中で，食，居住の面で充実した生活

を送ってきたのである。また、広い家や敷地で生活していなかった者でも、周囲の自然の恵みを楽しんで生活を送っていた。

イ 先祖代々の土地

被害者らの多くは、親、祖父の代から被災地に居住してきた。また、自分たちが努力して開墾してきた。そして、結婚や葬儀の場合はもちろん、親の還暦、子供や孫の七五三等のお祝事があると、近所の親戚一同が集まり、会食を開いていた。また、被害者によっては、近隣の森林や山を入会地として利用してきた。近隣の住民は入会地を共同所有として登記し、代が変わってもそれらの森林、山を守ってきた。

以上述べてきたように、原告らは被災地の自然環境だけでなく、近隣住民、親戚との密接な人間関係を大切にしてきた。近所で生活する者の顔や生活が見える中で、相互に助け合って生活してきたのである。

(4) 住宅無償提供打ち切り問題

福島県は災害援助法に基づく住宅無償提供を2017(平成29)年3月末日をもって打ち切ることが決定したため、県外への避難者に対し、自治体職員による執拗な退去の説得活動が全国的に始まっており、新たな社会問題となっている。

その説得活動は次第にエスカレートし、2016(平成28)年10月以降は特に執拗であり、避難者の中には精神的な圧迫を受け続けている方も少なくない。原告らの中にも、千葉市職員による度重なる訪問を受け、2か月の間に合計26回もの架電があった上、同年12月8日には、本件裁判の期日へ出廷している時間であることを知りながら、その間に

も携帯に電話を掛けられ退去を迫られたという事実がある。

このような執拗な説得活動は、退去を事実上強制するもので、意に反した退去強制を禁ずる憲法や国際人権法に違反し、また、避難者の意思に沿った政策形成を求めている原発事故子ども・被災者支援法の趣旨にも反するものであって、避難者の人権侵害であることは明らかである。

(5) 小括

以上のとおり、被害者らは、本件原発事故により、長年住み慣れた上記のような生活を自らの意思でなく突然奪われ、勝手のわからない孤独で不安で不自由な現在の生活を強いられた上に、事実上強制的に避難場所からも追い出されようとしている。

本件原発事故により、被害者らは突然に今までの衣食住のすべてを奪われ、現在も先の見通しのたたない不自由な生活を強いられている。被害者らが元の生活に戻りたいと考えるのは当然であるが、後記のとおり、現状その見込みは立っていない。

第4 復興が進んでいるとは到底言えないこと

1 人口

本件原発事故の前後で比較した場合、平成23年（2011年）3月1日時点において、福島県の人口は202万4401人であり、うち年少人口（0歳から14歳）は27万4322人、生産年齢人口（15歳から64歳）は123万5833人（男性62万6990人、女性60万8843人）で

あった。

これに対し、平成28年12月1日時点における福島県の推計人口は、189万8157人であり、うち年少人口は22万3621人、生産年齢人口は109万8217人（男性56万9246人、女性52万8971人）である。

震災以降の社会増減の特徴³について、年齢に着目すると、震災以降、働き盛りの生産年齢人口（15歳～64歳）やその子供にあたる年少人口（0歳～14歳）が大きく減少しているとされている。また、減少が大きい生産年齢人口（15歳～64歳）の性別に着目すると、震災直後の減少は、男性に比べ女性が大きく、その後の女性の社会増の動きは小さいとされる。



³ 福島復興ステーション「震災以降の社会増減（転入と転出）の特徴」より引用

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/jinko-01.html>)

男女別にみた生産年齢人口の社会増減数の推移



こうした社会増減の特徴に照らせば、年少人口及び女性の生産年齢人口の大幅な減少及び回復の伸び悩みは、ひとえに本件原発事故により発生した放射性物質による低線量被ばくに対する健康不安にあるものと推測される。

後述のとおり、避難が合理的であるか否かは、科学的一般人を基準に決せられるべきではなく、あくまでも、通常人・一般人を基準に決せられるべきである。従って、このような社会増減の特徴がみられる限り、福島県の被害実相が未だ継続・深刻化していることは明らかである。

2 産業

本件原発事故の影響により、福島県の産業は多大な被害を被った。本件原発事故の前後で比較すると、農業総産出額及び生産農業所得は、平成22年度が2330億円、1047億円であったのに対し、平成27年度が1973億円、864億円である。また、林業産出額及び生産林業所得は、平成22年度が124億8000万円、75億5000万円であったのに対し、平成26年度は93億3000万円、54億9000万円であ

る。水産業の被害は特に深刻であり，沿岸漁業及び底引き網漁業は，操業自粛を余儀なくされている。

商工業についても，避難解除等区域所在商工会会員の事業再開状況をみると，2743事業所中，1576事業所が再開し（再開率57.5%），うち地元再開は557事業所（再開率20.3%）である（平成28年2月20日現在，県商工会連合会調べ）。住民の帰還が進まないため，商工会会員事業者は帰還後の事業再開を見合わせているとのことである。

こうした福島県の産業状況及び前記人口増減の特徴に照らせば，産業への影響やコミュニティの喪失といった被害が生じていることは明らかである。

3 帰還意思に関する住民意向調査からみる復興の非現実性

震災後行われている帰還意思に関する住民意向調査の結果（復興庁ホームページより，平成27年度「原子力被災自治体における住民意向調査結果 概要」）によると，調査対象地域全体に避難指示区域となっている自治体（川俣町（山木屋地区），富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）について，避難指示解除後の自治体への帰還の意向を示した「3 将来の意向」について，戻らないと決めている住民は，いずれの自治体も2割は超える。後述するが，富岡町や大熊町，双葉町，浪江町に至っては，5割近くまたは5割を超える住民が戻らないと決めている。さらに，戻るか戻らないかまだ判断がつかないという住民は，富岡町や浪江町に至っては3割近くいる。他方で，戻りたいと考えている住民は，川俣町や飯館村が3割超しかおらず，富岡町や大熊町，双葉町，浪江町に至っては，1割強しかいないというのが現状である。

避難指示の解除や避難指示区域の見直しが行われた自治体（田村市（都路地域）、檜葉町、川内村）における同意向調査結果においても、「2 将来の意向」について、戻るかどうかについて（檜葉町）、「今はまだ判断ができない」が22.7%、「今後檜葉町には戻らない」が25.9%を占めている一方、「現在、檜葉町に戻っている」が7.6%、「今後、早期に檜葉町に戻る」が8.4%にとどまる。「今後、条件が整えば、檜葉町に戻る」という、いわゆる「前向きな」回答ですら、34.7%にとどまる状況である。このように、避難指示解除が進められている地域においてすら、戻らないと決めている住民が4分の1以上を占めていること等からすれば、どんなにインフラ等の整備を進め、行政が「復興」をアピールしようとも、肝心の住民が戻らないのであれば、それは「復興」という名が先走るのみであり、中身の無い空虚なものになることは目に見えている。

被告東京電力は、町の発行する機関誌などを挙げ（乙二共181～189）、盛んに「復興」が進んでいると主張していると思われる。しかし、現実はどうだろうか。前記のとおり、避難指示が出ている区域のある自治体に至っては、5割近くないし5割強の住民が戻らないと決めていること、避難指示区域が解除されつつある区域ですら相当数の住民が戻らないと決めていることからすれば、「復興」アピールをいくらしたとしても、目指すべき「復興」とは全く異なる形でのものとならざるを得ないし、決して「復興」が進んでいるとは言えないのである。そして、本件原発事故で大量に放出された放射線による影響を、常に意識しなければいけない生活であること、除染が進

んでいるといいながら、生活に密着する山林等にはいまだ大量の放射性物質が残り続けていることに対する不安に日々さらされ続けながら生活するということが、安心安全な生活が基盤となる「復興」とは到底言えないことは想像に難くないであろう。

4 個別原告の状況

(1) 南相馬市小高区

個別原告について見ても、原告ら第40、41準備書面で主張したとおり、除染状況が不十分であり、空間線量率も事故前まで戻っているとは言えないこと、また、元のコミュニティは永遠に戻らないことは明らかであり、復興しているとは到底言えない。

南相馬市小高区（原告番号10、12、15）を見ても、日常生活圏に食料品の購入店舗がない、病院がほとんど開院される予定がない、原告番号15の自宅周辺の住民が故郷へ帰還する意思を持っていない、場所により放射線量が高い、除染物質が詰められたフレコンバックの集積場が次々に作られつつあるなど、避難指示が解除されてもなお原告らは帰還することが困難な状況にある（甲二15-6）。

(2) 南相馬市鹿島区

南相馬市鹿島区（原告番号13）についても、自宅の徒歩圏内に営業しているスーパーマーケットが2件あるが、避難前に近隣にあった魚屋、八百屋等の個人商店は、本件事故後、閉店した店が多い。交通機関についても、最寄り駅であるJR常磐線鹿島駅は営業しているが、北方面に行くにも、南方面に行くにも、運行休止中の区間があり、数駅先までしか移動でき

ない。そのため、公共機関を利用して東京方面に移動するためには、1日1往復しかない高速バスに乗るほかなく、負担が大きい。このように、鹿島区内で生活する上での利便性は著しく低下した。

また、除染については、線量の高い地域から進められているようで、いまだ除染途上にある。特に、農地については、高線量のため、いまだに農業生産が再開できない場所もある。

さらに、復興関係の建設関係の求人はあるようだが、原告番号13の2のような60歳前後の女性の求人はほとんどなく、被告東京電力が主張する求人倍率は、原告13の2にとっては、まったく意味をなさない。鹿島区内においては、避難先から避難前の住居に戻ってきた住民も少なくないが、子供や若者がいる家庭は、避難先での定住を決めた者が多く、従前以上に高齢化が進み、また、空き家も多いことから、町の活気は失われてしまった。南相馬市では、地域によって避難指示の内容が異なっていることから、市としての機能が分断されており、それに伴うコミュニティの崩壊も懸念される。

(3) 広野町

広野町（原告番号14）について、とりわけ深刻な問題となっているのは、子育て世代の女性の帰還率が同世代の男性の約半分に過ぎないという事実である。すなわち、2014（平成26）年5月に広野町が発表した帰還率によると、20歳代については男性が35.2%であるのに対し女性は17.5%、30歳代では男性が29.2%に比べ女性は15.4%と、いずれも約半分の割合にとどまっている。その主たる原因としては、子供達を放射能汚染にさらすことへの不安

であり、あわせて子供が避難先の学校に慣れ進学の関係から
も「戻るに戻れない」状態になっていることがあげられる。

生活環境等についてみても、広野町には大規模な総合病院
がない。原告番号14をはじめとする町民の多くは、必要な
時には大熊町にある福島県立大野病院まで行って診療を受け
てきた。その県立大野病院は、未だに閉鎖されたままであつ
て、再開の目処すら全く立っていない。そのため、現在は総
合病院での診療が必要となった場合には、遠く離れたいわき
市の病院まで行くしかない。

原告番号14とその家族が常日頃から利用していたバスは、
いまだに再開していないようである。地域のコミュニテイ
の面からいえば、現在、多くの除染作業員とその家族が出入
りするようになった。町を走る車も、「いわき」ナンバーで
はなく、様々な県外のナンバーであふれ、「ここはどこなの
か」と錯覚を覚えるほどであるという（甲二14-185）。

商工業の面から復興の状況をみってみる。復旧事業に従事す
る作業員が集中したため、土建業や飲食業は事業再開が比較的
容易であった。ただし、飲食業については、主として復旧作業
員を顧客として再開にこぎつけた業者が多い。そのため、復旧
事業が一段落した場合には一挙に顧客を失うという極めて不
安定な状態に未だにある。従って、本格的な設備投資にも躊躇
せざるを得ない。小売業については、原発事故前は広野町内だ
けではなく、その北側に隣接する檜葉町・富岡町の住民も顧客
としていた。しかし、両町民の全員が避難してしまったため、
市場は壊滅的な打撃を受けた。商業者は住民が戻っていないか
ら事業を再開できず、避難者は商業施設がないから戻れないと

いう深刻なジレンマに陥ったままである。事業を再開した業者は、当面は復旧作業員を主たる対象とせざるを得ないが、現在の状況がいつまでも続くはずがなく、極めて不安定な状態に置かれたままであることは、飲食業の場合と全く同様である。このように、行政が思い描くようには復興が進んでいないのが実態である。

こうした実情が、前述のとおり原発事故からまる4年が経過した2015（平成27）年3月24日時点においてもなお、帰還した町民はわずか1938人（37・8％）に過ぎないという数値となって現れている。

（4）富岡町

富岡町（原告番号1）について、実施された除染の内容は不十分である。原告番号1が一時帰宅した際の家の中の放射線量は高く、とても生活できる状況ではない。復興についても、単に復興ビジョンだけが先走り、復興からはほど遠い現実がある。除染及びインフラ等に整備に加え、コミュニティが再生されなければ復興とは言えない。この点、平成27年8月に実施された住民意向調査によれば、富岡町に戻らないと決めている人は50・8％を占め、戻りたいと考えている人の13・9％の3倍以上を占める（甲80）。原告番号1自身、インフラを復旧して除染できたとしても、里山や阿武隈山脈にふった汚染物質が、雨の降るたびに里や海へ流れてくることを不安に感じており、危険な場所に子や孫は呼べない、生活はできないと述べている（甲ニ1－24－1）。富岡町は、福島第二原発が立地し、汚染も強いため、ハード面でのインフラ復旧や除染だけではそこに暮らしていた「人」

への施策が欠落してしまい元いた人々が戻れない「人のいない復興」になってしまう。また、富岡町は、平成27年9月5日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に分断されており、賠償の内容も、帰還の時期も居住地によって異なる（甲81）。その結果、結局は住民同士の分断も避けられず、「人」と「環境」が共存したコミュニティの取り戻しは極めて困難な状況にあることは明らかである。

（5）浪江町

浪江町（原告番号16）についても、平成27年11月17日に発表された「浪江町住民意向調査 調査結果(速報版)」（甲二共82）においても、「帰還する場合の条件（問10-7）」という質問に対し、「医療・介護などが整うこと」と回答した人が62.4%、「商業やサービス業などの施設が整うこと」と回答した人が45.4%、「鉄道やバスなどの公共交通が整うこと」と回答した人が18.3%を占め、大多数の住民が、インフラ整備が帰還の条件であると考えていることが分かっている。また、同じ質問に対し、「住民の帰還がある程度進んでから」と回答した人の割合も17.1%であり、コミュニティの再生を帰還条件とする人も多く存在することが分かっている。そして、「帰還の意向（Q10）」については、「戻らないと決めている」と回答した人が全体の48.0%、「まだ判断がつかない」と回答した人が全体の31.5%を占めており、ほとんどの町民が帰還は難しいと考えている現状が浮き彫りになっている。

現に、原告番号16は、浪江町で生活をしていく中で、部

落の野焼きや用水路の土あげに参加したり、公民館で行われていた学習を兼ねた町おこしに参加し、地域のグルメスポットを紹介するパンフレットを作成したりしながら、近隣の住民との付き合いを深め、コミュニティを形成していった。しかし、本件事故によって、原告番号16の生活していた場所、充実した時間、浪江町での人間関係、そして、それらを要素としたコミュニティは破壊され、コミュニティの再生は、極めて困難な状況にある（甲ニ16）。

また、原告番号16の本件事故時点の住居地は、避難指示解除準備区域に指定され、いずれ避難指示が解除されることも見込まれるが、帰還困難区域に隣接しており、帰還困難区域から吹いてくる風を浴び、帰還困難区域から流れてくる川を間近に見ながら安心して暮らすことなど、到底不可能であり、復興がほど遠いことは、明白である。

（6）飯館村

飯館村（原告番号2）は、森林が多く、住居が森林と隣接して存在する。しかし、森林全体においては、数か所において木柵工の設置等試行的な放射線物質の流出、拡散防止作業しか行われておらず、しかも、林縁20mの範囲で行う作業も、落ち葉等の堆積有機物の除去でしかない。当該除去方法では十分に放射性物質を除去できるとはいえず、実際に樹木や草木の付近においては、線量が高くなっていた（甲二共76）。復興の状況をみても、現時点ですら飯館村においてはいたるところにフレコンバックが積み上げられており、フレコンバックの周辺では放射線量も高い数値となっている。この膨大なフレコンバックの今後の移動、保管については、最

終的な目途がたっておらず、現状はいわば仮置き場としておびただしい数のフレコンバックが積み上げられている。さらに、原告番号2の自宅付近では、セブンイレブンのほかに日用品を買うことのできる場所はなく、公共の交通機関も存在しない（原発事故前にはバスが通っていた）。町役場では、平日に除染に関する課と住民係の窓口（ただし、住民票等の交付を行うのみであり、登録、届け出はできない）のみと開いており、飯館村の出張所に移ったほかの課は開いていない。郵便局や病院も営業していない。小学校近くに居住することができないため、原告番号2の孫はスクールバスに乗り、わざわざ1時間近くもかけて通学している。このような状況では平穏安全な生活の構築は無理であり、積極的に帰村を判断する被害者は極めて少数と考えられ、現に、原告番号2も到底そのような判断は不可能との意思を表明している。国は、新しい建物や立派な施設をしきりに建設し、復興が進んでいるかのように装っているが、現実には厳しく、帰還する人も少なければコミュニティの復活などは到底不可能である。

（7）いわき市

いわき市（原告番号11）については、公共職業安定所管内での求人倍率が比較的高くなっていること自体はそのとおりであるが、当該倍率は、災害からの復興と原発事故収束（原発敷地内作業、除染等）のための求人の増加が大きく影響しているからと考えられる。事実、いわき市内の求人情報を見ると、原発内での作業の人員募集が散見されているし、原告番号11は、避難前の居住地が「原発作業員の方々が他の地域から多く移り住んでいるために、事故前のような町と

は違う」と言った話を聞いている。復興，事故収束との関連のある土木・建設関係の有効求人倍率が高いのに一方で，事務等の求人倍率が低い傾向にあり，求人と求職のミスマッチとの指摘もある。求人倍率が高いのも一時的なものであると言えよう。

原告番号11は，長年，歯科助手や医療事務などの仕事に就いているが，求人倍率が比較的高いと言っても上記状況から，いわき市に戻って自分に見合う仕事に就ける可能性は低い。また，2人の子供はあと数年もすれば就職をするが，その際に原発事故関連の仕事に就かせることは全く念頭にないし，復興関連の仕事も徐々に減少していくことは目に見えている。原告ら家族が長く勤められる仕事が存在するとは考えられない。

5 小括

個別原告の状況を抜粋の上で検討し，さらには各自治体の住民意向調査結果等を検討しても，復興が進んでいるとは到底言えない状況であり，帰還が現実的でないことは明らかである。

第5 本件事故が未だ収束していないこと

1 内閣総理大臣発言の変遷

野田佳彦内閣総理大臣（当時）は，2011（平成23）年12月16日，「事故収束」宣言を行ったが，同日以後も，後記のとおり，様々な事象，事故，インシデントが発生したことから，安倍晋三内閣総理大臣は，2013（平成25）年3月

13日、同宣言を撤回した。

安倍内閣総理大臣も、2013（平成25）年9月7日、IOC総会五輪招致演説において、「状況はコントロールされている。」「汚染水の影響は原発の港湾内の0.3km²範囲内で、完全にブロックされている。」と説明し、食品や水からの被曝（ひばく）量も厳しい基準を大幅に下回るとし、「健康問題については今までも現在も将来も全く問題ない。」と訴え、「抜本解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し、実行していく。」と述べた。

しかし、後記のとおり、同発言後も様々な事象、事故、インシデントが発生しており、事故が収束したとは到底いえない状況にある。福島第一発電所周辺地域においては、政府による避難指示区域の内外を問わず、いつ再び大事故が起きるか分からないという不安に晒され続けており、放射性物質が漏れ出すことによる放射線被ばくの危険にも晒され続けている。

2 事故後に報道された事実

野田内閣総理大臣の「事故収束」宣言及び安倍内閣総理大臣の「汚染水ブロック」発言後に発生した事象、事故、インシデントの数は膨大であり、すべてを列挙することはできない。そのため、これらのごく一部を指摘するに留めるが、下記に列挙した一部の事象等だけを見ても、本件原発事故が収束したといえないことは明白である。

- ・ 被告東京電力は、2012（平成24）年2月3日、福島第一原発の汚染水貯蔵タンクから水漏れが見つかり、タンク底部で毎時2000mSvの高いベータ線が検出されたと発表した（同月4日付福島民報）。

- 被告東京電力は、2012（平成24）2月5日、福島第一原発2号機の原子炉压力容器底部の温度が70度を超えたと発表した（同日付朝日新聞デジタル版）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）2月28日、福島第一原発2号機の原子炉建屋内を無人走行ロボットで調査した結果、最大で毎時220 mSv の高線量を測定したと発表した（同日付Yahoo!ニュース）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）年3月27日、福島第一原発2号機の格納容器内に線量計を入れて計測し、毎時72.9 Sv の高い放射線量を確認したと発表した（同月28日付朝日新聞デジタル版）。
- 2012（平成24）年4月5日、福島第一原発から12tの放射性物質を含む水が漏えいした（同月6日付内閣府HP細野内閣府匿名担当大臣記者会見要旨）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）年6月14日、福島第一原発2号機の格納容器の真上に当たる5階で、毎時880 mSv の放射線量が測定されたと発表した（同月15日付福島民報）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）年11月、福島第一原発3号機原子炉建屋1階の北東エリアにロボットを投入し、放射線量を測定したところ、床表面付近で毎時最高4780 mSv に上がったと発表した。2011（平成23）年11月にほぼ同じ場所の線量を計測した際は同1300 mSv だった（同月29日付福島民報）。
- 2013（平成25）年3月、第一原発で発生した停電の原因がネズミであると断定された（同月26日付福島民報）。

- ・ 2013（平成25）年4月6日、福島第一原発内の地下貯水槽から汚染水が土壌に漏れていることが明らかにされる。流出量は事故後最大で汚染水120t、放射線物質7100億ベクレルが流出したと発表された（同月7日付福島民報）
- ・ 福島第一原発において、2013（平成25）年4月、汚染水漏れが判明した3号貯水槽から6号貯水槽へ移送を開始した3分後にポンプと配管の接続部から漏水し、移送が中止された。漏水した量は約22リットルで、放射性物質の濃度は1cm³あたり約29万ベクレルであった（同月12日付福島民報）。
- ・ 被告東京電力は、2013（平成25）4月22日、第一原発2号機の使用済み核燃料プールの屋外変圧器内部で、ネズミ2匹の死骸が見つかったため、撤去と変圧器の安全確認でプールの冷却を約4時間停止した。この停止により、水温は0.1度上昇した。ネズミが端子と接触した際にショートを起こすと停電する可能性もあったとされている。このネズミの侵入は、3月に仮説配電盤内にネズミが入り込んだことによって燃料プールの冷却が停止されたトラブルがあったため、電気施設の小動物の侵入対策を進めていたところに起きた（同月23日付福島民報）。
- ・ 被告東京電力は、2013（平成25）年6月26日、福島第一原発の港湾内で放射性物質のトリチウムが高濃度で検出され海に放射性物質が漏れている疑いが強いことを発表した。その後も海側の井戸などで高濃度のセシウムが検出されるなど海への汚染水漏れを疑わせる情報が相次いで発

表された。汚染水漏れを疑わせる事実が相次いで発表される中、平成25年7月22日、ついに被告東京電力は当初認めていなかった汚染水の海洋流出を認め、謝罪することとなった（同月27日付福島民報）。

- 被告東京電力は、当初海への流出はないとしていたが、2013（平成25）年8月頃福島第一原発の地上タンクから大量の汚染水が漏れていることが確認され、同月21日、海への流出を否定しない旨発表した（同月22日付福島民報）。
- 原子力規制委員会は、2013（平成25）年7月10日の定例会合で、汚染水の海への拡散が強く疑われるとの見解をまとめた。被告東京電力によると、観測用井戸で同月9日に採取した水の放射性セシウム濃度は、セシウム134が1ℓあたり1万1000ベクレル、セシウム137が2万2000ベクレルで、いずれも前日より上昇した（同月10日付東京新聞デジタル版）。
- 被告東京電力は、2014（平成26）年8月19日、福島第一発電所で地下の汚染水を凍らせる工事が難航していることから、氷の壁に充てん剤を投入するなど新たな対策をとることを明らかにした（同月19日付Yahoo!ニュース）。
- 2014（平成26）8月30日、吉田昌郎元所長から事故当時の状況を聞いた「聴取結果書（吉田調書）」の全容が判明し、同氏が、2号機の原子炉水位が低下し危機的状況となった事故発生4日目の2011（平成23）年3月14日夜を思い起こし、「われわれのイメージは東日本壊滅。本当に死んだと思った。」などと述べたことが明らかになった（同月31日付中日新聞デジタル版）。

3 原子炉からは今も放射性物質が放出され続けていること

(1) 1～3号機には使用済み燃料がそのまま残っていること

本件原発事故当時，4号機においては，修理のために使用中の核燃料を圧力容器から取り出して使用済み核燃料とともに燃料プールに保管しており，燃料プールの冷却水がなくなった場合の危険性が強く指摘されていたが，2014（平成26）年末には核燃料集合体1535本の全ての取り出しが完了した。

しかし，1～3号機では使用済み核燃料が原子炉建屋内に残っている。1号機では水素爆発によって破壊された原子炉建屋に本件原発事故後に設置された建屋カバーを撤去する際には放射性物質の放散が懸念され，3号機の大型がれきを撤去する際にも飛散や被ばくが懸念された。1～3号機では高濃度の放射性物質が付着したがれき等が大量に存在しているため，使用済み核燃料の取り出しに着手するのは早くても数年後である。

(2) 溶融した核燃料（デブリ）の状態はわかっていないこと

1～3号機では核燃料が溶融して圧力容器は破壊され，格納容器内にも落下した。原子炉建屋は放射能濃度が高すぎて近寄れないため，ロボットが偵察したり，宇宙線由来の素粒子であるミュオンを利用したりして，溶融燃料（デブリ）が炉心下部，圧力容器下部，格納容器内に存在していることが確認されたが，どこにどのような状態で存在しているのか，その全容は判明していない。従って，取り出し方法もわからず，世界中からアイデアを募集している状態である。また，仮に取り出し方法が決まったとしても，その期間，デブリ保

管の場所、保管方法、費用などについてはまったく目途が立っていない。熔融燃料（デブリ）は崩壊熱を出し続けているから原子炉压力容器内に注水し続けるほかはなく、それが終了する目途も立っていない。

（３）増え続ける汚染水

压力容器に注入される水は熔融燃料（デブリ）を冷却して、压力容器から流出し、更に格納容器からも流出して原子炉建屋内にたまり、タービン建屋にも流出している。建屋に流入する地下水の量は、１日約 200～400 m³ から、地下水パイパスや建屋近傍の井戸（サブドレン）での地下水くみ上げにより 100～300 m³ に低下したとされるが、2016（平成28）年 8 月 16 日から 9 月 24 日にかけては台風などにより累計約 620 mm の降雨があったため、海側護岸付近の地下水位が地表面の高さまで上昇した。

建屋内で増え続ける汚染水は、一部は再び压力容器内に注入されて熔融燃料を冷やすが、他は貯蔵タンクに貯められるため、1000 t 貯蔵のタンクは数日に 1 基の割合で増え続ける。また、タンクをフランジタイプから溶接タイプにかえようとしているが、タンクからの汚染水流出は止まっていない。

地下水が建屋に流入することを防ぐために建屋の海側と山側に凍土遮水壁（1～4号機の建屋周辺を取り囲むように長さ約 30 m の凍土管を埋め込み、マイナス 30℃ の冷媒を循環させて地下に総延長約 1500 m の氷の壁を作る工法）を作って運用を開始したが、数か所で 7.5℃ 以上のままで凍らず、壁になっていない。原子力規制委員の一人は「『壁』

と呼んでいるけれども、これは最終的に壁になるのか。壁ではなくて『すだれ』のようなものだ」と評しており、汚染水対策の目途は全くたっていない。

(4) 小括

使用済核燃料も熔融核燃料も福島第一原発敷地内にあり、汚染水は増え続けるという状態であるから、放出される放射性物質の量が事故当時より減少したと言っても、本件事故が収束したということができないことは明らかである。

4 人々の不安が解消されていないこと

一般人通常人は、汚染水漏れや冷却作業中の事故等が起こるたびに強い不安を感じ、放射能汚染の広範さを示す情報に接するたびに強い不安を感じ続けている。

前記のとおり、事故後から現在に至るまでの大量の汚染水漏れに関する出来事だけでも多数存在し、微量の汚染水漏れや汚染水漏れを疑わせる出来事はさらに多い。被告東京電力が当初汚染水漏れを否定していたにもかかわらず、その後多数の放射性物質が検出されたという情報が発表され、最終的に被告東京電力が汚染水漏れを認めざるをえなくなるという展開も多く存在していることが分かる。従って、いまだ事故が収束していないという事実に対して、人々の不安が解消されていないという事実についても留意すべきである。

第6 総括

1 被害の広範性

本件原発事故による被害の実相がどのような特質を有して

いるかについてまとめると、まず、その広範性が挙げられる。

本件原発事故による未曾有の広範な被害態様は、個々の避難者が生活再建の努力を行っても、広域的なインフラの崩壊により、もとの暮らしやコミュニティの回復が著しく困難になっている。そして、どの政府諸機関も被害を包括的に把握できず、対策も遅れてしまう。本件原発事故は、このような被害の広範性をその特質として有しているのである。

2 被害の継続性

次に、継続性が挙げられる。

いったん環境中に流出した放射性物質は、主に大気中に拡散した後、降雨などによって土壌や湖沼、海洋等に降下し、その後、循環を繰り返しながら徐々に蓄積し、将来にわたり残り続ける。その影響は全く予測が付かず、除染作業が功を奏しているとはおよそ言い難い。

環境中の放射性物質は、環境放射線への直接の曝露や汚染食品の経口摂取を通じて、住民の健康に長期的な影響を与える。広範な放射能汚染地域に対する除染が困難な状況において、住民は長期の避難生活を強いられ、また、避難せずに滞在するものも放射能汚染を避けるために様々な制約（子供の外遊びの自粛など）を受け続けている。

除染が進んでいないばかりか、およそ事故が収束しているとは到底言い難く、放射能汚染の被害も長期化している。

このように、本件原発事故は今も被害者への損害を与え続け、その被害もいつ止むのか見込みが立たない状況であり、被害が継続しているのである。

3 被害の深刻性・全面性

さらに、深刻性・全面性が挙げられる。

本件原発事故は、その人の生を全面的に侵害したと言わざるを得ない。

避難対象区域には約21万人が居住し、約8000の企業・個人事業者があり、約6万人の人々が働いていた。ここには99の「学校」が存在し、約2万人の幼児、児童・生徒が通学していた。ここには豊かな自然があり、農業、林業、水産業に従事する者も数多く存在していた。また医療機関、薬局、老人ホームなどの施設も多数存在していた。これら家、職場、学校、農地、山林、河川、海洋、病院、施設等すべてを含む「地域社会」は、人々の生活の基盤であると共に、人間を育てていく母体そのものであるが、避難対象区域の21万の人々は、本件原発事故により、このような「地域社会」全部を根こそぎ剥奪されたのである。

仕事を失った人々の被った損害は、単に生活の糧を得る基盤を失ったという財産的損害だけにとどまるものではない。営々と築いてきた無形の価値や様々な関係性を将来にわたって喪失させられたのである。また、学校に通っていた子供達は、仲間や教師との人間関係を失った。また希望した学校に進学が決まっていながら、それを諦めざるを得なかった子供も多数いる。

このように、本件原発事故の被害者の多くは、生活そのものを奪われ、人生の展望を抱けない状態にある。避難生活も過酷を極める。慣れない土地で不便を強いられることはいうに及ばず、家族の離散、長年培ってきた人と人との絆を失った状態で

生活することそのものが、生活の「潤い」を損なったものであり、それ自体が多くの辛苦をもたらしているのである。

第2章 平穩生活権侵害

第1 はじめに

本件原発事故によって原告らが被った被害は、原告らが本件事故前に築き上げてきた「丸ごとの生活」そのものである。すなわち、原告らは、事故前の居住地において共同体を形成し、その共同体の中で人間関係、地位、財産、習慣等を築き上げてきたのであるが、その土台となる居住地に放射線被害の危険が生じてしまったため、共同体そのものを奪われるに至った。

このように、原告らの被害は、原告らの「丸ごとの生活」への侵害に基づくところ、そこには様々な法益が複合的かつ相互に関連し、影響し合っている。そのため、原告らの被侵害利益について、「包括的生活利益としての平穩生活権」と把握されるべきである。すなわち、「包括的生活利益としての平穩生活権」とは、原告らが居住している地域において平穩で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穩生活権、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益をも包摂したものとして捉える必要がある。

そこで、本章では、原告らの包括的生活利益としての平穩生活権侵害の意義を論ずる。

第2 包括的生活利益としての平穩生活権

1 包括的生活利益として捉えることの意義

前章で述べたとおり、本件原発事故による被害の根底にある

のは、放射性物質による地域汚染と放射線被ばくという客観的状況であり、個別の原告に生じた様々な被害の背景には、放射線被ばくによる健康リスクへの不安がある。これらは、本件原告らを含む本件原発事故の被害者らの被害に共通している。だからこそ、個々の原告らに生じた様々な生活上の支障を含む多様な被害を、「平穩生活権の侵害」として包括的に評価しうる基礎が存在するのである。

すなわち、原告らの被害の核心は、居住する地域が放射性物質という毒性物質によって汚染されたことによって、平穩な生活が妨害され、生活上様々な支障や困難をきたしているというところにあり、それは原告らに共通するものである。その上で、地域の汚染の程度（居住空間の放射線量）、政府自治体等による避難指示の有無、職業や家族構成等、さらには個々人がとった対処行動等の諸事情によって、被害の現れ方や程度に差異が生じることになるのである。本件事故に起因する原告らの被害を正しく把握するためには、こうした被害の多様性の根底にある共通性、すなわち被侵害利益を理解する必要がある。

そして、「包括的生活利益としての平穩生活権」とは、原告らが居住している地域において平穩で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穩生活権、人格発達権、内心の静穩な感情を害されない利益をも包摂したものと解すべきである。

2 裁判例及び学問的知見

包括的利益としての生活平穩権と同趣旨の被侵害利益を認めたと解される裁判例として、ハンセン病訴訟熊本地裁判決

(熊本地裁平成13年5月11日判決・判時1748号30頁)が挙げられる。同判決は、隔離政策によって隔離された場合の被侵害利益に関して、以下のように判示している(下線部は原告ら代理人)。

「 憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隷的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべきものである。」

「 法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内での的確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の実態

は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。」

ハンセン病訴訟事件における被害者らは、法の隔離規定によって、生活の本拠を奪われ、それによって「人生のありとあらゆる発展可能性」が大きく損なわれ、「人としての社会生活全般」を失われたというものである。国による隔離政策がなされたハンセン病のケースと本件を同一視することはできないとしても、本件原告らもまた、元居住地において、本件原発事故前の生活利益、社会生活関係を維持するといった意味で「平穏な生活を営むことができなくなった」「住むことができなくなった」ものであり、その被侵害利益は共通しており、「被害の広範性、継続性、長期性、深刻性、全面性、地域社会と生活の根底からの破壊」といった特徴、さらにはそのような被害が国策によってもたされたという点においても共通するものということができる。

また、淡路剛久立教大学名誉教授が、「原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具体的な損害が生ずる。」「平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき保護法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権をふくむ）であ」としている点は、本件の本質を捉えたものとして正鵠を射ている（甲ニ共147号証・淡路剛久「『包括的生活利益としての平穏生活権』の侵害と救済」法律時報86巻4号97頁以下）。

3 包括的生活利益としての平穩生活権の重要性

以上のように、「丸ごとの生活」，「包括的利益としての平穩生活権」こそが被侵害利益として捉えられるべきであるが，その権利としての重要性は，これが包摂する個々の権利の性質から理解しやすいところである。

例えば，包摂する権利の一つである居住・移転の自由は，単に経済的自由としての性格のみならず，人身の自由とも密接に関連し，表現の自由，人格形成の自由といった多面的複合的生活を有する権利と理解されている（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』第5版225頁，野中俊彦ほか『憲法I』第5版458頁）。

また，同じく権利の一部として包摂する人格権のひとつとしての平穩生活権についてみると，例えば，騒音被害に関わる事例（横田基地騒音訴訟控訴審判決：東京高判昭和62年7月15日判時1245号3頁）においては「人は，人格権の一種として，平穩安全な生活を営む権利（以下，仮に，平穩生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有して」おり，騒音・振動等はこの平穩生活権に対する民法709条所定の侵害であり，また，この権利は，「物上請求権と同質の権利として」差止の根拠となり得る「排他性」を有するとされているし，廃棄物処分場の差止事例（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁）においては「人は，生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり，かつ，確保した水が健康を損なうようなものであれば，これも生命或いは身体の完全性を害するから，人格権としての身体権の一環として，質量共に共存・健康を損なうことのない

水を確保する権利があると解される」とされ、その権利性が認められている。

このほか、人格発達権は、居住・移転・職業選択の自由、財産権、生存権、その他の権利によって保障される権利と位置づけることが可能であるが、これら個別の権利によって評価され尽くされるものではなく、先に述べたハンセン病訴訟熊本地裁判決にあるように、同権利は、「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発達可能性」を保障するものとして、同権利が制限を受けた場合、「単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当」と、その重要性が指摘されている。

さらに、「内心の静穏な感情を害されない利益」についてみると、本件でのそれは、放射性物質による健康被害のおそれから生ずるものである。人格権には、身体的人格権（生命、身体、健康などの身体的側面の保護）と、精神的人格権（精神や自由などの精神的側面の保護）とがあると解され、前者は後者よりもより高い保護が求められるところ、本件では、深刻な健康被害（低線量被ばく）を生じさせるおそれに基づくものであり、前者に属するものとして、単なる「不安や焦燥」とは一線を画するものであることに留意されなければならない。

第3 現地検証に代わるDVD上映を行ったことの意義

1 現地検証を行うことの必要性

前記のとおり，原告らに共通する「包括的生活利益としての平穩生活権」侵害は，およそその人の人格的生存の全ての側面に及ぶものであり，その権利が侵害されたことによって，多種多様かつ甚大な被害が生じている。その意味で，「包括的生活利益としての平穩生活権」侵害の事実を理解するには，個々の原告らの，それぞれに現れ方も程度も異なる被害の全体像（総体）を適切に把握する必要がある。

そこで，原告らは，これらの多種多様な被害の現れ方に影響している各要素を考慮して，各原告について詳細な陳述書を提出し，本人尋問等を実施することにより各原告らの被害の全体像（総体）の詳細な立証を行った。その上で，そもそも被害発生の根源となっている放射線被ばくによる健康不安，原告らが事故前に暮らしていた地域の自然豊かな環境やその恵みを享受していた暮らしぶり，そしてその住環境の変容あるいは喪失の実態について，裁判官が現地に赴いて直接深刻な被害状況を五官で感得すべき直接確認することが必要不可欠であり，そのためには原告らの居住地に直接赴く検証を実施することが必要と考え，再三現地検証もしくは現地進行協議を求めてきた。

残念ながら，現地検証又は現地進行協議は叶わなかったが，その代わりに現地検証に代わるDVD上映が許可され，2016（平成28）年9月13日期日において，法廷で上映された。

2 現地検証に代わるDVD上映を行ったことの成果

現地検証に代わるDVD上映を行ったことの成果として得られたことは、「ふるさと喪失」の実態の一部を法廷で再現できたことである。

前記のとおり、原告らの喪失した「ふるさと」とは、各原告が先祖から受け継ぎ、享受してきた豊かな自然環境を前提に、家庭生活、自己の生業、知人友人との人間関係などの諸要素によって構成された、その人らしい生活を営むための基盤の総体である。言い換えれば、各原告がこれまで歩んできた人生そのものでもある。

この「ふるさとの喪失」という意味及びその被害と損害の総体について、理解し、適切に心証形成するため、原告らの「ふるさと」を可能な限り正確に把握、理解することが不可欠である。それゆえ、原告らが本件事故前まで長年生活してきた建物の壁、柱、畳、建物内に置いてある家具、日用品、衣服、自宅敷地内の庭や家庭菜園、周辺の自然環境、街並み、風景など、「ふるさと喪失」の実態の一部について、本DVD上映により、法廷で再現することができた。

まら、本DVD上映は、原告らが居住していた政府による避難指示区域及びその周辺地域の環境、生活実態を理解することにもつながり、他の全ての原告らの被害、損害を把握するための証拠にもなり得る。そのような点から、本DVD上映は、原告の被害各論的立証であるとともに原告全体の被害総論的立証としての成果もあったといえる。

3 現地検証に代わるDVD上映だけではわからない事実

もちろん、本DVD上映も、「ふるさと」のほんの一部を切り取ったにすぎない映像の一つに過ぎず、そのような資料をいくら集めても「ふるさと」の総体を正確に表現することは困難である。各原告本人の陳述によっても言葉で言い表すことのできない部分は存在し、そのような部分にこそ「ふるさと」の本質があるともいえるため、本DVD上映によっても「ふるさと喪失」の立証が尽くされたとは言い難い。

また、放射性物質や放射線は、目に見えず、においもなく、音もしない。そのため写真や録画した映像では、その存在を感じることは出来ない。放射線に被ばくするという感覚は、放射能汚染された土地に立ち、線量計によって計測された値を見て、一定線量を超えたときに線量計から発せられる警告音を聞いたときに初めて認識することができる。

さらに、放射性物質は均等に存在せず、斑に分布しているため、その値は数歩移動しただけで大きく異なる。例えば、除染された地域においても、道路から一歩外れた草むらの線量を計測すれば、公表されているモニタリング値以上に汚染されており、放射線被ばくすることを容易に認識することができる。そのような放射線被ばくを体験し、認識することによって、初めて、そのことによって生じてくる恐怖、健康影響への不安についても認識することができる。また、そのような体験をすることによって、その恐怖や不安が、理屈を超えた生理的な恐怖感や不安感であることを理解でき、その恐怖や不安が、その地域に滞在する時間の経過とともに増大することを感じることができるはずである。

従って、本件訴訟における被害の根源である「放射性物質による地域汚染と放射線被ばく」、そしてそれによって生じる「現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念」を現実的に体感するためには、現地検証に代わるDVD上映では不十分であることにも留意すべきである。

第4 総括

本件原発事故について、その被害者である原告らには、何らの落ち度もないことは明らかである。原告らは、本件原発の所在地に比較的近い地域に居住していたに過ぎない。原告らの居住地は、首都圏などの大都市圏とは異なり、豊かな自然に恵まれ、農林水産業やその加工業が盛んな地域である。その地域の中で、原告らは、家庭や職業を持ち、地域のコミュニティ活動に参加し、あるいは自然の中でのレクリエーション活動を楽しむなど、平穏な生活を送っていた。

しかし、その生活は、本件原発事故によって一変した。本件原発事故によって放出された放射性物質は、原告らの居住地に降りそそぎ、原告らの生活の場である地域の空気、水、土壌を汚染した。これによって、ある者は元の居住地から着の身着のままでの避難を余儀なくされ、ある者は生業を失い、またある者は、いまだに家族と離ればなれの生活を送り、さらにある者は、自分と家族に、将来、がんなどの深刻な健康影響が生じるかも知れないという不安に苛まれている。本件原発事故について何らの落ち度もない原告らは、本件原発事故から5年以上を経過した現在でも、このような過酷な被害を甘受しなければな

らない言われは一片もないのである。

第3章 低線量被ばくの危険性と避難の合理性

第1 はじめに

本章においては、まず、低線量被ばくの危険性について、①低線量被ばくにおける健康リスクを考えるに際してはLNTモデルに準拠すべきであること（すなわち「しきい値」=それ以下では影響が出ない数値は存在しないこと）、②被告国及び被告東京電力が拠って立つ「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（乙ニ共第4・以下「WG報告書」という）の内容は最新の知見からの批判に耐え得るものではないことを説明する（第2）。次に、避難の合理性の判断方法について説明した上で（第3）、リスク認知論（第4）について述べる。

なお、前記LNTモデルとは「直線しきい値なし仮説」の略称であり、「約100 mSvを下回る低線量域では、ある一定の線量の増加は、それに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じさせるであろう」と仮定する線量反応モデルをいう（甲ニ共27・16頁）。このモデルの詳細については後述する。

第2 低線量被ばくの危険性

1 放射線による健康被害の特徴

（1）放射線による健康被害の説明

放射線被ばくによる健康への影響に関する概要は、既に詳

しく論じたとおりである（原告ら第18準備書面4～7頁）。

ここでは、なぜ放射線がそのような健康障害（主にDNA損傷に起因するもの）を生じさせるのか、分子レベルでの機序について詳論する。

（2）放射線が持つ桁違いのエネルギー

ア 本件原発事故により放出された放射性物質（ヨウ素131，セシウム134，セシウム137等）が出すガンマ線や医療に使われるX線は電磁放射線と呼ばれ、大きなエネルギーを持っており、可視光線と異なり人体を透過する力を持っている。

また、電磁放射線の外に、電子であるベータ線や陽電子線、ヘリウム原子核であるアルファ線、中性子からなる中性子線等、粒子線と呼ばれるものがあり、それぞれの質量や荷電の状態によって人体への透過力や影響は異なっている（甲ニ共52・2頁）。

イ 人体（成人）は約60兆個の細胞から成り立っており、細胞や細胞間物質は数千種類の化合物によって構成されている。それらの分子に含まれる原子は「化学結合」と呼ばれる力で互いに結びついている。

生体内でこの化学結合を切断するために必要とされるエネルギーは5～7エレクトロンボルト（eV）である（甲ニ共52・2頁）。

ウ これと比較すると、診断用X線のエネルギーは10万 eVであり、前記分子の結合エネルギーの1万4千倍～2万倍に相当する。

また、アルファ線・ベータ線・ガンマ線は、原子核が崩壊

するとき放出される放射線であり、X線よりもさらに巨大なエネルギーを持っている。例えば、セシウム137がベータ崩壊するとき放出されるベータ線は51万2千 eV のエネルギーを持ち、次いで放出されるガンマ線は66万1千 eV のエネルギーを持っている（甲二共52・3頁）。

（3）放射線被ばくによる生体への影響

ア 生命を維持するための生体反応は、原子あるいは分子の間で電子をやり取りすることで行われ、このように巨大なエネルギーを持つ放射線が関与することは絶対がない。つまり、生体内には放射線によって切断できない分子は存在せず、こうした桁違いのエネルギーを持った放射線が透過することは、生体にとって重大な破壊行為となる（甲二共22・23頁，甲二共52・2頁）。

イ 前記（2）アで述べたとおり、放射線は生体内の化学結合を遥かに凌駕するエネルギーを持っている。例えば生体が診断用X線（10万 eV）の被ばくを受けると、X線は分子を構成している電子を弾き飛ばし、その電子に10万 eV のエネルギーが与えられる。これを放射線の電離作用と呼ぶが、その電子は数 mm～数 cm の距離を飛び、周辺の分子をさらに電離させる（甲二共52・2～3頁）。

この「電離能力」こそが、人間の健康に影響を与える能力である（甲二共22・23頁）。

（4）放射線は微量でも健康リスクを生じさせる

ア 放射線のエネルギーが生物分子に破壊的な作用を及ぼす機序について、具体例に沿って説明する。

後述（3（1）イ）のとおり、7 Gy（X線・ガンマ線・

ベータ線の場合， $1\text{ Gy} \doteq 1\text{ Sv}$ と考えるとよい）の放射線を浴びるとほぼ100%の人が死亡する。この場合，体重70kgの人が被ばくにより吸収したエネルギーは490ジュール＝117.2カロリーである。このエネルギーは，体温を0.00167度上げるに過ぎない（甲二共52・3頁）。

イ 117.2カロリーの熱エネルギーでは体温をわずかに上げることしかできないが，放射線エネルギーでは化学結合を切断して人間を死に至らしめることも可能になる。

それは，放射線のエネルギーはまず1個の電子に与えられ，その電子から次の分子の（限られた）電子に与えられる，というように，エネルギーが極端に集中して与えられるからである。

これが，たとえ1本の放射線が透過しただけでも，生体に傷害を与えうるという根拠である（甲二共52・4頁）。

2 低線量被ばくとLNTモデル

（1）低線量被ばくとは

被ばく線量が100mSv以下である被ばくの領域を低線量被ばくという（甲二共27・19頁）。

言い換えると，以下で述べる「確定的影響」のしきい値（それ以下では影響が出ない数値）以下の被ばく線量のことである（甲二共52添付「原発事故と低線量放射線被ばくによる晩発障害」0584頁）。

（2）確定的影響（急性障害）には「しきい値」がある

放射線が人の健康に与える影響は，線量により異なっている。全身に一度に100mSv以上の放射線を浴びると，その

線量に応じて色々な症状が現れる。100 mSv の被ばくでリンパ球や精子の一時的減少がおこり，さらに線量が多くなると，皮下出血，脱毛，下血，嘔吐，下痢等を発症し，3 Sv～4 Sv を浴びると50%の人が死亡する。7 Sv を浴びるとほぼ100%の人が1～3か月以内に死亡する（甲二共52・5頁）。

大量に放射線を浴びた場合には短時間のうちに症状が出るので急性障害といい，一定量以上被ばくした人すべてに症状が出るので確定的影響ともいう。被ばく線量が100 mSv 以下であると，95%の人には急性障害が現れないので，この線量をしきい値（threshold）という。つまり，しきい値とは，「それ以下なら影響が現れない」，という線量の上限である。

（3）確率的影響（晩発障害）をどう評価するか

他方，放射線を浴びると，固形がん，白血病などを発症することがあるが，これらは長い時間をかけて発症することから晩発障害と呼ばれ，また（高線量を被ばくした場合の確定的影響と異なり）全ての人に影響が現れる訳ではなく，一定の割合で発症してくるために確率的影響とも呼ばれている。

こうした晩発障害のリスクをどう評価するかであるが，培養細胞等に対する放射線の影響を調べた実験データを基に評価することは極めて困難である。発がん等のリスクを評価するには，何らかの原因で放射線を浴びてしまった人間集団を対象とする疫学データを用いることになる。この被ばく集団の中で，国際的に最も重要なデータとみなされているのが，広島・長崎の原爆被爆者と対象としたLSS調査（Life Span

Survey) である (甲二共 52・13 頁)。

この LSS 調査によれば, 被ばく線量が 100 mSv を超える領域では, 被ばく量の増加に伴い, 発がんリスクも直線的に増加していくという直線モデルがよく適合している (甲二共 52 添付「放射線教育の問題点」1119 頁)。

もっとも, LSS 14 報のデータからは, 被ばく線量が 100 mSv 以下の領域でも閾値はゼロと結論付けられているが, 線量と発がんリスクとの応答関係に統計的に有意な結果が得られているというわけではない。

(4) LNTモデルの意義: 確率的障害にしきい値はないこと

この低線量被ばくにおける晩発障害のリスクを評価する際に用いられるのが「直線しきい値なし (Linear Non Threshold)」モデル (LNTモデル) である。LNTモデルとは, 低線量領域でも, ゼロより大きい放射線量は, 単純比例で過剰がん及び/又は遺伝性疾患のリスクを増大させる, という仮説に基づく線量反応モデル (ICRP 2007 年勧告・用語解説) をいう。

このモデルに基づいて, 低線量領域における晩発障害のリスクを評価すると, 「ある線量以下ではがんが発症しないという境界線量」, すなわち「しきい値」は存在しないことになる (甲二共 52・5 頁, 同添付資料「低線量放射線被ばくのリスク」2 頁)。つまり, 放射線による発がんが確率的影響に分類されているということは, いくら被ばく線量を減らしても, 発症の確率 (リスク) はゼロにならないことを意味する。

(5) 小括

このLNTモデルは国際的に広く承認されており，国際放射線防護委員会（ICRP）はこの説に従って放射線防護を行うよう各国に勧告している（甲ニ共27）。低線量被ばくの健康影響を考えるに際しては，確率的影響（晩発障害）にしきい値はないこと，すなわち「安全量」は存在しないことを前提とするべきである。

3 低線量被ばくに関する被告国及び東京電力の主張に対する反論

(1) 被告国及び被告東京電力の主張

ところで，被告国及び被告東京電力は，放射線防護の立場から，低線量の被ばくであっても，被ばく線量に対して直線的にリスクが増加する考え方（LNTモデル）を採用すべきとする一方，広島・長崎原爆被爆者の追跡調査（LSS）においては，100 mSv以下の領域でがん死の過剰相対リスク⁴に統計的有意性が見られないことを主な根拠として，100 mSv以下では被ばくによる健康影響を確認できないとする（国第11準備書面3頁，東電第6準備書面10頁，乙ニ共4・8頁，19頁）。

被告国や被告東京電力の主張の骨子は，以下のとおりであり，これらは2015（平成23）年に公表された「WG報

⁴ 疫学研究において，2つ以上の集団でリスクを比較するとき，非暴露群と比べて暴露群に「何倍」のリスクがあるのかをみる指標を相対リスク（RR: Relative Risk）という。放射線被ばくのリスク評価では，放射線を浴びることにより単位線量あたりどのくらい過剰にリスクが上昇したのかを評価するが，その際に用いられる指標が過剰相対リスク（ERR: Excess Relative Risk）である。ERRは，非被ばく集団に対する被ばく集団のがん発生率を相対リスク（RR）とするとき，RRから1を差し引いて得られる過剰分の割合である。

告書」にほぼ全面的に依拠するものである。

- ① 国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100 mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さく、従って放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい。
- ② しかしながら、放射線防護の観点からは、低線量被ばくであっても、LNTモデルを採用する。
- ③ これは科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。
- ④ 線量に対して直線的にリスクが増えるとする考え方は、あくまで被ばくを低減するための手段として用いられる。すなわち、予測された被ばくによるリスクと他の健康リスク等、リスク同士を比較する際に意味がある。

以上のような考え方に立った上で、少なくとも被ばく線量が100 mSv以下の領域では、健康影響が明らかになっていないとする。そして、被告国は、こうしたWG報告書の検討結果に基づき、被告国による避難指示区域の設定は合理的であると主張する（被告国第11準備書面16頁以下）。

しかしながら、こうした被告国及び被告東京電力の主張は、国際的にLNTモデルが支持されている根拠を正しく理解していないことに拠るものである。

さらに、被告らの主張の根拠であるWG報告書には、その後2012（平成24）年に公表された「原爆被爆者の死亡率に関する研究（以下「LSS」という。）第14報（丙二共5）を含め、最新の低線量被ばくに関する科学的知見がま

まったく反映されておらず，従ってその信用性は低いと言わざるを得ない。

以下，被告らの主張の問題点について詳述する。

(2) 被告国及び東京電力の主張に対する反論～LNTモデルは疫学データのみならず生物実験等により裏付けられていること（LNTモデルの正しい理解）

ア 被告らの主張の根幹には，LSS調査のデータからは，被ばく線量100 mSv以上の領域では発がんリスクは直線的に増加するが，100 mSv以下の領域では統計的に有意な増加が認められないという事実がある。

しかし，LNTモデルは，疫学調査の結果のみに基づくものではなく，種々の実験や理論的裏づけにも基づいて採用されたものであって，公衆衛生上の安全サイドに立った判断として国際的に採用されているものではない（原告ら第35準備書面5頁，甲ニ共52・27頁）。

イ すなわち，国際放射線防護委員会（ICRP）は，その2007年勧告（甲ニ共27）において，100 mSv以下の放射線被ばくの影響に関し，以下のとおり述べている（下線部は原告ら代理人）。

「がんの場合，約100 mSv以下の線量において不確実性が存在するにしても，疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している。遺伝性疾患の場合には，人に関する放射線リスクの直接的な証拠は存在しないが，実験的観察からは，将来世代への放射線リスクを防護体系に含めるべきである，と説得力のある議論がなされている」
（甲ニ共27・16頁）

「認められている例外はあるが、放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100 mSvを下回る低線量領域では、がん又は遺伝的影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している」(同17頁)

つまり、ICRPは、低線量の領域における疫学データが不十分であっても、生物実験のデータや細胞レベルでの知見を合わせて検討するなら、100 mSv以下の低線量被ばくに関してもLNTモデルを適用することが適切であると明確に述べている。

ウ また、米国科学アカデミーの「電離放射線の生物影響に関する委員会(BEIR)」が公表した報告書「低線量電離放射線による健康リスク(BEIR VII)においても、同委員会がLNTモデルを採用し、他のモデルを採用しない理由として「LNTモデルが最近の研究が示す科学的証拠と矛盾しない」ことを挙げている(甲ニ共52・15頁)。

エ 要するに、広島・長崎LSS調査において、100 mSv以下の被ばく線量では統計的に有意ながん死の影響が認められていないことは、被ばく影響がなかったということではなく、他の要因によるがん死に被ばく影響がまぎれてしまい、統計的に有意な増加としては観察されなかったと解釈すべきである。

言い換えると、疫学的研究方法によって発がんリスクの増加が証明できるぎりぎりの点は100 mSvまでであるが、そ

れ以下の被ばく線量の領域でも、生物実験や細胞レベルでの知見を総合的に考慮すれば、LNTモデルが成り立つということである。

オ 細胞レベルにおける知見を一例挙げると、Rothkamm らは2003年の論文において、人間の線維芽細胞（真皮に存在し、コラーゲンやヒアルロン酸を算出する細胞）に放射線を照射してDNAの二重鎖切断を発生させる実験を報告しているが、放射線によるDNAの二重鎖切断の線量効果関係は、1.3 mGy から100 mGy まできれいな直線関係を示している（甲ニ共52添付「放射線教育の問題点」1119頁の図3，1123頁（注）11引用論文）。

カ このように、LNTモデルは、「疫学データからは100 mSv 以下の領域では有意な結果が得られないが、安全サイドからこれを採用する」という消極的な意味合いのものではなく、生物学的・細胞学的な実験データからも裏付けられたものであり、だからこそ、各種国際機関でも採用されているのである。

4 WG報告書は低線量被ばくに関する最新の知見を無視していること

(1) WG報告書の欠陥

前述のとおり、被告らが低線量被ばくの健康影響を論じるにあたって依拠しているのはWG報告書である。

このWG報告書は、主に広島・長崎の原爆被爆者のLSS調査をベースにしたものであるが、同報告書が発表された後の2012（平成24）年に公表されたLSS第14報「1

950年－2003年：がん及びがん以外の疾患の概要」(丙二共5)の内容は反映されていない。

また、WG報告書発表の前後には、低線量被ばくに関する複数の疫学調査結果等が発表されたが、WG報告書には、これら最新の疫学調査結果等も反映されていない。

放射線の健康影響、特にがん、白血病などの確率的影響は、人のいわゆるがん年齢と連動するため、被ばく後、長期間経過することによって様々な影響が現れてくるのが通常である(晩発的影響)。従って、観察時間が延びるにつれ、当初分からなかった特徴が明らかとなり、それに伴って知見も進展するにもかかわらず、WG報告書には、最新のデータが反映されていないのである(原告ら第51準備書面12～13頁)。

以下においては、WG報告書の前後に公表された低線量の放射線被ばくでも健康への影響が生じることを示した最新のデータについて、その内容を改めて詳述し、合わせて東京電力が提出した意見書(乙二共173：以下「連名意見書」という)に対する反論も述べる。

(2) 原爆被爆者LSS調査による最新の知見

ア 固形がん死のリスク

LSS第14報は、「全固形がんについて過剰相対危険度が有意となる最小推定線量範囲は0－0.2Gyであり、定型的な線量閾値解析(線量反応に関する近似直線モデル)では閾値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった」(丙二共5・1頁)と述べ、固形がんについては0.2Gy(≒200mSv)以下の低線量領域においても、しきい値は

ゼロであると結論づけている。

イ 線量・線量率効果係数（DDREF）について

単位時間あたりの線量を線量率といい、被ばく線量が同じでも、時間をかけて被ばくした方（低線量率）が、全量を一度に浴びる方（高線量率）よりもリスクが低くなるのではないかと、とする考え方がある（甲二共52・16頁）。線量・線量率効果係数（Dose and Dose-Rate Effect Factor：DDREF）とは、「同じ線量だが高線量率で生じる生物影響」／「低線量率で生じる生物影響」のことである。

世界保健機関（WHO）、国連科学委員会（UNSCEAR）、欧州放射線リスク委員会（ECRR）は、DDREFを1としている（つまり高線量率・低線量率ともリスクに差はない）。他方、ICRPはDDREFを2としているが、これは低線量率のリスクを2分の1と見積もっていることを意味する（原告ら第51準備書面14頁、甲二共52添付「国会事故調査委員会から見る放射線専門家」74頁）。WG報告書も、ICRPと同様のスタンスに立っているものと理解できる。

しかしながら、LSS第14報は「調査で得られた線量あたりのERRとLSSで得られた線量あたりのERR（過剰相対リスク）の比に基づくDDREF期待値は1.0に近いと思われ、BEAR VII（1.5）及びICRP（2.0）により示唆された係数よりも名目上低い」としている（丙二共5・16頁）。

すなわち、LSS第14報は、低線量率の場合でも、高線量率の場合と同様のリスクがあると考えている。

L S S 第 1 3 報 (2 0 0 3 (平成 1 5) 年公表) の要旨では、L S S 第 1 4 報と同様な解析方法を用いているが、しきい値はゼロ線量とまでは述べておらず「固形がんの過剰リスクは 0 - 1 5 0 mSv の線量範囲においても線量に関して線形であるようだ」と記載しているに過ぎない。

それが第 1 4 報になって、明確にしきい値はゼロ線量であると述べるに至ったのである。つまり、長期間にわたって被爆者を追跡調査することによってより正確なデータを蓄積し、その都度最新知見が積み重ねられている中で L S S 第 1 4 報が発行され、その中でしきい値がゼロ線量であると述べられた意味は非常に大きい。

(3) 連名意見書による批判

この点、連名意見書は、L S S 第 1 4 報に関する原告らの主張に対し、以下のような批判を加えている (乙ニ共 1 7 3 ・ 8 ~ 9 頁) 。

① L S S 第 1 4 報の「全固形がんについて過剰相対危険度が有意となる最小推定線量範囲は 0 - 0 . 2 Gy であり、定型的な線量閾値解析 (線量反応に関する近似直線モデル) では閾値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった」との記載について、「放射線に安全量はないとする L N T モデルが最も調査結果にあっている」と理解することは誤りである。

② 低線量被ばくの健康影響を評価するときには、被ばく影響を解析するための統計モデルのうちどのモデルを用いるかにより、その評価が異なる。例えば、ベイジアン・セミパラメトリック・モデルを L S S がん罹患データ (1 9

58～98年)に応用して低線量域の線量効果関係を解析した研究では、LNTモデルよりしきい値モデルのほうが低線量域の実際のデータに合致していることを示唆している。

(4) 連名意見書に対する反論

以上のような批判に対しては、原告ら第57準備書面で詳細に反論しているが(同4～7頁)、改めてその骨子を述べる。

すなわち、①に関して言えば、固形がん死の過剰相対リスク(ERR)は線量に比例して増加しており、論文著者の小笹教授らも直線が最も良くフィットすると認めている。

そして、全固形がんに対する線量あたりの過剰相対リスクを表した図(甲ニ共52・10頁図3A・B)を見ると、被ばく線量が200 mSv以下の領域でも、それぞれのERRは全て0よりも上にあり、下になっている点は存在していない。すなわち、低線量域のデータにも統計的有意性が認められるのであり、リスクがないと切り捨てることは間違っている。

また、②のしきい値モデルに関する統計解析については、LSS第14報が明確に「ゼロ線量が最良の閾値推定値」と論じていることを無視している。さらに、解析の対象となったデータは第14報よりも古いものであることから信頼性は低いといえる(甲ニ共155・8～9頁)。

(5) 小括

以上のとおり、LSS第14報は「200 mSv以下ではリスクが存在しない」と論じている訳ではない。

低線量被ばくを考える上で第14報が重要な位置を占めているのは、明確にしきい値を想定するならばそれはゼロ線量が最適であり、低線量域でも過剰相対リスクは線量に比例して増加すると明示したことによる。

5 テチャ川流域住民の健康影響調査

(1) 放射性廃棄物による河川流域の汚染とがん発生率の増加

1949年、旧ソ連は、核兵器製造のため南ウラルの秘密都市チェリャビンスクに原子炉やプルトニウム製造施設を建設した。この施設の操業中、1949年から56年にかけて、高レベルの放射性廃棄物が付近を通るテチャ川にそのまま排出され、同川の流域が汚染された（最大の汚染は50年～51年）。これにより、流域の住民は外部被ばく及び内部被ばくを受け、その平均被ばく線量は40 mSvであった（甲ニ共64・4頁）。

旧ソ連政府により1960年代からコホート調査が開始され、観察期間である1956年～2002年の間に、2万9873人の追跡調査が行われてきた。その間、対象住民のうち1842人のがん死が確認され、がん死亡率は線量に比例して直線的に増加することが認められた。固形がんによる死亡の過剰相対リスク（ERR）は1 Gyあたり0.92であり、慢性リンパ性白血病を含めた白血病のERRは1 Gyあたり4.4、慢性リンパ性白血病を除いた白血病は6.5であった（甲ニ共64・4頁）。

テチャ川流域住民の被ばくは、原子爆弾による瞬間的な被ばくではなく、放射性物質を継続的に経口摂取したことによ

る内部被ばくが主体であった。すなわち、時間をかけた緩やかな被ばく＝低線量率による被ばくであり、本件原発事故による被ばくを考えるうえで、非常に重要な知見をもたらす研究である。

(2) 連名意見書による批判

連名意見書では、上記研究に一定の評価を与えているものの、①人間の自然集団におけるがん死亡の頻度は生活習慣や遺伝的素因等、様々な交絡因子⁵に強く影響されるところ、当該論文では交絡因子に関する検討が十分なされていない、と批判を加えている。また、②当該論文のコホートはスラブ系民族とタタール系民族から成り立っているが、前者と比べて後者のがん死亡リスクは80%であり、もしスラブ系住民が（核工場に近い）上流に、タタール系住民が下流に住んでいたとすると、放射線の影響がなかったとしても、（見かけ上）線量の高い所でがん死亡のリスクが高いという結果が得られるとして、線量とがん死亡との相関関係は慎重に判断されるべきであるとしている（乙ニ共173・10頁）。

(3) 連名意見書に対する反論

しかし、こうした批判は当たらないというべきである。本コホート調査における対象集団は、①放射性物質の排出地点から7～148kmの25か村に住む1万8389名、②排出地点から155～237kmの16か村の住人1万1411名から成り、住民がどこに住んでいるかは考慮されてい

⁵ ある要因（仮説的原因）と疾病との間の関連が、他の要素の介在により歪められる現象を交絡といい、その第3の要素を交絡因子という。疫学者のRothmanの定義によると、交絡因子の特性は、①疾病と関連していること、②暴露と関係していること、③暴露の結果であってはならないこと（暴露と疾病を結ぶ因果関係上にないこと）の3つである（甲ニ共155・18頁）。

るうえ、観察期間中は住所地や転居日時を含む居住歴のデータが更新されている。そして、本研究において使用される「テチャ川線量評価システム2000 (TRDS-2000)」においても、線量評価にあたって住民の居住歴がファクターとして考慮されているのである。

さらに、本研究の著者らは、重要な交絡因子である化学物質による汚染に関しても考慮を払い、本コホートが化学物質による曝露を受けた証拠は見出せないと結論づけている。

なお、連名意見書が引用する Davis らの論文は「固形がんの発症率」について調査したものであり、テチャ川論文の「がん死率」とは対象を異にすることに注意すべきである（甲二共155・13頁）。そして、連名意見書が引用する図（乙二共173・11頁）についての説明（図下）では、低線量域における線量効果関係の形に不確実性はあるものの、直線モデル（緑の直線）が良くフィットすることを示している。さらに、線量あたりのERRは性・年齢・民族によっては変化せず、潜伏期の長さを変えても変化しないとしている（甲二共155・13頁）。

（4）小括

低線量域における発がんリスクを推定するモデルについては、ICRP・UNSCEAR・ECRR・BEIR VIIが、当該論文で適合性を考察されたようなモデルについて議論を重ねた上で、LNT（しきい値なし直線）モデルを採用しているのである（甲二共155・14頁）。

6 原子力産業労働者を対象とする疫学調査～放射線作業従事

者のがんリスクに関する 15 か国共同研究

(1) 本論文の概要

Cardis らによる本研究は、15 か国の原子力産業の労働者 407,391 人について被ばく線量とがん死亡率（固形がん及び白血病）の関係を調査した後ろ向きコホート研究である。

労働者の累積被ばく線量の平均は 19.4 mSv であり、線量とがん死亡率には有意な相関関係があった (ERR: 0.97/Sv)。31 種類のがんの中でも特に肺がん死と被ばく線量との間に統計的に有意な相関がみられた (ERR/1.86/Sv)。慢性リンパ性白血病を除く白血病の ERR は 1.93/Sv であった (甲二共 64・7 頁)。

(2) 連名意見書による批判

連名意見書では、本研究に対してはカナダのデータの信頼性に疑問が投げかけられており、論文の著者らもカナダのデータを除くと有意な ERR の増加が認められないとしていたと述べている。そして、その後のデータ再解析で労働者の一部 (3,088 名) の被ばく線量記録が過少であったことが判明し、これを除外するとカナダの原子力施設労働者には固形がん死のリスクに有意な上昇は認められなかったとしている (乙二共 173・11 頁)。

(3) 連名意見書に対する反論

前記の批判は、本論文の 2005 (平成 17) 年版に対するものであり、その後発表された改訂版 (2007 (平成 19) 年) ではこうした問題点は解消されている。崎山意見書 2 が引用したのはこの 2007 (平成 19) 年版である (甲

ニ共 155・14 頁，甲ニ共 64・17 頁注（6）参照）。

すなわち，Cardis らの論文が最初に発表されたのは 2005（平成 17）年であり，その中では線量あたりの E R R が 0.97 / Gy であった（原爆被爆者 L S S 調査で得られた E R R が 0.42 / Gy）。この論文に対しては，（乙ニ共 173 が述べるとおり）カナダの E R R が他国のそれに比較して高く，それがリスク全体を引き上げていると批判された。

しかし，2007 年に改訂版が発表され，この論文ではカナダのデータを除いた E R R を計算し，また低線量率での被ばく影響を見るための障害となる高線量率で被ばくした労働者を調査集団から除外している（甲ニ共 155・14 頁）。従って，連名意見書の批判は失当である。

7 原子力産業労働者を対象とする疫学調査～仏英米 3 か国の労働者後ろ向きコホート研究

（1）INWORKS 論文の概要

本論文は，フランス・イギリス・アメリカの原子力産業に従事する労働者約 30 万人を対象とした後ろ向きコホート研究であり，長期間にわたる低線量率の被ばくにより，わずかながら白血病死亡率が上昇することを明らかにしたものである（甲ニ共 89）。

調査対象となった労働者は，バックグラウンド＝環境放射線（宇宙線やラドン等）の他に，年平均 1.1 mSv を被ばくしていた。本研究では，被ばく線量が高くなる毎に白血病のリスクが高まることに加え，極めて低い線量でも線形 (linear) の関係が成り立つことが明らかとなった。言い換えると，原

爆被爆者 L S S 調査と同様に、低線量被ばくにおいても L N T モデルが成立するということである。

すなわち、調査対象となった 30 万人以上の労働者のうち、対象期間中に 531 人（平均勤続年数は 27 年）が死亡している。このうち 30 人が白血病で死亡しているが、データからは放射線被ばくによるものと考えられる。これだけ大規模な調査でも、累積被ばく線量が極めて低い（合計 50 mSv 未満）労働者では白血病リスクの上昇を直接裏付ける証拠は得られなかった。ただし、調査で得られたデータを外挿することにより予測した結果、被ばく線量が 10 mSv 蓄積することにより、労働者全体の平均と比較して白血病のリスクが約 3% 上昇することが判明した（甲ニ共 89）。

この調査結果は、ICRP が依拠する考え方、すなわち「低線量被ばくの蓄積による白血病のリスクは、同じ線量を一度に被ばくした場合のリスクより小さい」「少しずつ被ばくしていく場合には、被ばくによるダメージから体を回復させる余裕がある」という前提に「疑問を突きつけるもの」といえる（甲ニ共 89）。

従って、最新の知見によって低線量でもわずかながら白血病リスクが増加するということが裏付けられたといえる。

（2）連名意見書による批判

連名意見書（乙ニ共 173・12 頁）は、主に公益財団法人放射線影響協会の見解に依拠し、本論文では重要な交絡因子である喫煙について適切な調整を加えていないこと等を理由として、本論文の結果については科学的評価が定まっているとは言い難いと述べている。

(3) 連名意見書に対する反論

しかしながら，前記意見書の反論は，本論文もそれに対する批判も正確に理解した上で論じているとは到底いえない。

前記意見書がいうように，本論文に対する批判の主なものは喫煙による交絡を調整していないというものである。しかし，本論文の著者である Richardson らは，喫煙が影響すると思われる肺がんを除外して解析しており，肺がんを除いても線量あたりのリスクに変化はないとしている。また，本論文は，リスクに影響を与えると考えられる因子を一つ一つ検証して線量あたりのリスクが変わるかどうかを調べた結果，全ての因子がリスクに影響を与えていないということを確認している（甲二共 155・15頁）。

そして，放射線影響研究会も，本論文の調査結果は「高線量率被ばくである原爆被爆者からの知見の外挿ではなく，低線量率被ばくの健康影響を直接的に理解する上で大きな貢献を与えるものと思われる」と積極的に評価している（甲二共 155・15頁，同 27頁（注）16参照）。

(4) 小括

このように，本論文の調査結果は，100 mSv 以下の低線量被ばくにおいても，線量に比例してリスクが上昇するとする LNT モデルを支持する証拠であるといえる（甲二共 155・15頁）。

8 高線量地域における小児白血病（英国）

(1) 本論文の概要

自然放射線による被ばくは，低線量率で継続的に受ける被

ばくである。本論文は、自然放射線による発がんリスクを、放射線に対する感受性の高い小児について調べたものである。

小児がん（固形がん・白血病）の症例 27, 447 人と対照者 36, 793 人について被ばく線量と罹患率の相関関係を調べたところ、 γ 線 4.1 mSv 以上の被ばくで小児白血病が優位に増加し、E R R は 12% / mGy と計算されている。すなわち、1 mGy の被ばくで白血病が 12% 増加することを意味する（甲ニ共 64・5 頁）。

（2）連名意見書による批判

これに対し、連名意見書は、本論文の線量推定には大きな不確実さがあることを指摘する（累積線量の評価において、対象者出生時の母親の居住地を含む市町村レベルの平均値を用いており、また社会経済状態においても母親の居住地に基づいた貧困指数の五分位数を用いている）。また、交絡因子の調整も十分ではないと批判する（乙ニ共 173・13 頁）。

（3）連名意見書に対する反論

しかしながら、本論文は、線量の推定にあたっては精緻な方法を用いている。すなわち、著者の Kendall らは、小児がんのデータについては国家小児がん登録制度を利用し、線量推定に必要な居住地は英国の地理情報システム（Address-Point System）等を用いて特定している。

また、線量については、子供が生まれたときに母親が住んでいた住所から推定している。そして、屋内における γ 線の吸収量率のデータは英国の自然放射線調査（2, 283 箇所の家屋で実施）に、ラドンの線量については英国健康保護庁

等が作成した線量マップ（40万箇所を計測）を用いている。

その上で、データ解析に際しては γ 線吸収線量率と（出生から診断までに取り込んだ）ラドン濃度を用いて、妊娠からがんと診断される9か月前まへの累積線量と近似させて用いている（甲ニ共155・16頁）。

また、社会経済的状況（SES）が交絡因子として大きな影響を及ぼすことはよく知られており、これについても本論文は貧困指数を考慮することによって適切に制御している（甲ニ共155・16～17頁）。

従って、いずれについても連名意見書の批判はあたらない。

9 医療被ばくの健康影響

（1）医療被ばく統計の信頼性は高いこと

近年、各国で医療被ばくに関する疫学研究が次々と発表されているが、医療被ばくの疫学研究は、低線量被ばくの健康影響を考えるに際し、広島・長崎の被爆者データと比べると、①被ばく線量を正確に把握できる、②低線量被ばくの健康影響についてピンポイントに明らかにすることができる、③大量の医療データの継続的観察が可能である、というメリットを有している（原告ら第51準備書面19頁）。

以下、100 mSv以下の低線量でも健康影響が生じることが確認された医療被ばくに関する疫学研究について詳述する。

（2）小児・青年期におけるX線・CT検査による被ばくと発がんリスクに関する疫学調査（英国）

Pearceらは、2012（平成24）年5月に医学雑誌「The

Lancet」に発表した論文の中で、英国において小児・青年期にX線・CT検査を受けた患者データを調査し、白血病及び脳腫瘍の有意なリスク上昇が認められたことを明らかにしている（甲ニ共64・4～5頁，甲ニ共85，原告ら第51準備書面20頁）。

同研究においては、1985（昭和60）年から2002（平成14）年までの間に、22歳未満で初めてCT検査を受け、それまでにがんの診断歴がなかった被験者約18万人についての疫学調査を実施した。その結果、追跡期間中に患者17万8604例中74例が白血病と診断され、17万6587例中135例が脳腫瘍と診断された。

そして、データ解析の結果、CTスキャンからの放射線量と白血病及び脳腫瘍の間に正の相関関係（放射線量の増加とともに発症が増加する一線量反応関係）が認められた。すなわち、①約50mGy（50mSvと同義）以上の累積線量を照射するCTスキャンを小児に用いると、白血病のリスクはほぼ3倍となり、②およそ60mGyの線量では脳腫瘍のリスクが3倍になることが確認されている。

（3）小児・青年期におけるCT検査による被ばくと発がんリスクに関する疫学調査（豪州）

また、Mathewsらは、2013（平成25）年5月に医学雑誌「BMJ」に発表した論文において、オーストラリアにおいて小児・青年期（0歳～19歳）にCT検査を受けた患者を対象とした疫学調査を実施したところ、がん発生率の有意な上昇が認められたことを報告している（甲ニ共64・6頁，甲ニ共86，原告ら第51準備書面21頁）。

同論文によると、CT検査を受けた68万0211人と、検査を受けなかった（比較対照群）1100万人について、9.5年間追跡調査を行い、発がん率を調べた結果、CT検査を1回（被ばく線量：約4.5 mSv）受けると発がん率は1.2倍となり、検査回数が増えるとそれに比例して発がん率も有意に増加することが明らかとなった。

このように、約4.5 mSvという極めて低線量のCT検査を1回受けただけでも、発がん率の増加が認められるのである。

（4）連名意見書による批判

前記医療被ばくに関する疫学調査の結果に対し、連名意見書は、①これらの研究ではCT検査を施行した目的や基礎疾患等、患者の背景を調査しておらず、患者背景の影響として「がんが疑われたためにCT検査が実施され、その結果としてCT検査を受けた患者でがんが多かったのもあって、CT検査ががんを誘発したのではない」可能性（逆の因果関係）がある、②Mathewsらの論文ではCT検査で撮影された部位と発がん部位との関連性が低い、等と疑問を呈している（乙二共173・16～17頁）。

（5）連名意見書に対する反論

しかし、そもそも小児・青年期におけるがんは発生率が低く、がんの診断のためにCTスキャンが実施されることは極めてまれであることから、主な使用目的は外傷の診断であったと考えることが妥当である（甲二共157・151頁）。Mathewsらの論文でも、小児に実施されるCTスキャンのほとんどを頭部外傷検査のためのイメージングが占めている

ことが指摘されている（甲二共 86 の 2・15 頁）。

また、逆の因果関係に関しても、両論文は十分注意を払っており、がんが疑われたため C T スキャンを受けた患者が含まれる可能性を排除するため、がん診断前の「除外期間」を設けて解析を実施している（甲二共 85 の 2・3 頁，甲二共 86 の 2・4 頁）。すなわち，Pearce らは，初めての C T 検査から，白血病の場合は 2 年，脳腫瘍の場合は 5 年以内に発症した患者は調査集団から除いている。また，Mathews らも，初めての C T 検査から 1 年後までに発症した症例をコホートから除いている上，さらにその期間を 5 年あるいは 10 年にしても有意にリスクは上昇すると報告している。従って，前記①の批判はあたらない。

さらに，C T スキャンが実施された部位は脳が最も多いところ（40 万 4 105 例，全体の 59.4%），がん種別のがん罹患率比は脳腫瘍が 2.44 と群を抜いて高く，撮影部位とがんの発症部位に強い相関関係が認められることは明らかであり，前期②の批判も失当である。

（6）小括

以上のとおり，信頼性の高い医療被ばく統計を利用した疫学調査の結果によっても，健康影響は無視できない程度にまで至っているといえる。

WG 報告書は，これらの知見を踏まえたものではないことを踏まえれば，UNSCEAR 2015 年報告の内容を前提としても，既に根拠となるべきものとはいえず，信頼に値しない。

10 福島県民健康調査の結果から甲状腺がんの増加が明らかになったこと

(1) 福島県民健康調査の概要

2015（平成27）年2月に、事故当時18歳以下の子供約30万人の甲状腺検査結果が発表された。この結果により、低線量であっても放射線が蓄積することによって甲状腺がんのリスクが高まる可能性が明らかになったといえる。

福島復興再生特別措置法39条及び福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）に基づき、福島県は「健康管理調査（被ばく放射線量の推計，子供に対する甲状腺がんに関する検診その他の健康管理を適切に実施するための調査）」を実施している。

健康管理調査は、基本調査と4つの詳細調査に分類され、詳細調査の中に甲状腺検査が含まれている。甲状腺検査は、「県外への避難者も含め、18歳以下の福島の全住民に対する第1回目の甲状腺検査を平成25年度末までに実施し、平成26年度からは20歳までは2年毎、それ以降は5年毎に実施するとともに、県民が受診する検診結果の効果的な把握体制とデータベースを構築することにより、福島の住民の継続的な健康管理を実施することとしている。」とされている（甲二共90・福島復興再生基本方針41頁）。福島原発事故当時に0～18歳の福島県民36万人を対象としている。

検査方法は、一次検査として甲状腺超音波によるスクリーニングを行ない、結節や嚢胞を認めないものをA1判定、5.0mm以下の結節や2.0mm以下の嚢胞をA2判定、5.1mm以上の結節や2.1mm以上の嚢胞をB判定、巨大腫瘍や浸潤

転移が明らかな腫瘍，圧迫症状等が出現している場合など直ちに精査が必要と思われるものをC判定としている。

A判定は2年後の本格検査を勧め，B判定は二次検査を勧め，C判定は直ちに二次検査を勧める，というものである。

(2) 先行検査の結果

2015（平成27）年2月に事故当時18歳以下の子供約30万人の甲状腺検査結果が発表され，2011（平成23）年から2013年（平成25）度に先行検査と称して行った2014（平成26）年12月3日までの調査結果が明らかとなった。

この1巡目で発見された甲状腺がんないしその疑いは110人であり，87人が手術を受け86人ががんと確定し1人が良性結節と診断された。がんのうち83人が乳頭がん，3人が低分化癌であり，肺転移を起こしていた子供もいた。にもかかわらず，福島県民調査健康調査検討会では，これを感度の良い超音波機器を使ったために，検査しなければわからなかったがんが前倒しで見つかった，すなわちスクリーニング効果であり，被ばくとの因果関係があるとは考えにくいと言いつけてきた。

(3) 2巡目検査の結果

しかし，2014（平成26）年度から2015（平成27）年度に行われた2巡目の検査では，75,311人の本格検査対象者のうち，1巡目で異常なしとされた子供8人に甲状腺がんないしその疑いが発見され，一人が手術を受けがんと確定した。男性：女性 4人：4人，平均年齢15.6±3.4歳（10歳－20歳），震災当時12.1±3.4

歳（6歳－17歳），平均腫瘍径10.2±3.9mm（6.0mm－17.3mm）であった。

福島県と福島医大は2016（平成28）年6月6日，福島市で県民健康調査検討委員会を開き，本件事故発生時18歳以下の県民を対象にした甲状腺検査2巡目の本格検査（3月末現在）で新たに14人が甲状腺がんと診断され，がんと診断された人は累計30人になったと報告した。2巡目の検査を受けた約26万7000人のうち，がんや「がんの疑い」と診断された人数は前回報告から6人増えて57人となり，このうち53人が1巡目の先行検査で問題ないと診断されていた。検討委の星北斗座長（県医師会副会長）は「現時点で放射線の影響は考えにくい」と従来と同様の見解を示した。県は，がんと診断された人が増えたことについて「2巡目検査を受けた人数が3万人以上増えたことなどが要因として考えられる。今後，詳細な分析が必要」としている（甲二共91 福島民友記事「『甲状腺がん』計30人に，新たに14人診断」）。しかし，この結果は，次のように分析することができる。

すなわち，もし1巡目に発見されたがんないしその疑いがスクリーニング効果であるならば，2巡目ではがんは発見されないはずである。これまでの日本では0歳から19歳までの小児甲状腺がんは多く見積もっても100万人に3人程度であった。このことから考えると，2巡目で発見されたがんは約11.8倍の発症率になる。2巡目であるからもはやスクリーニング効果とはいえない。また，1巡目に見つかった甲状腺がんについては，その増殖は非常にゆっくりである

から、これが被ばくと関連するとは考えられないとたびたび説明されてきた。しかし、2巡目に発見されたがんの増殖速度は、3年間足らずで最大17.3mmにも増殖し、増殖速度が速いことが示された。つまり、これまで専門家が甲状腺がんは増殖速度が遅いと説明してきたいわば「一般常識」がここで覆されたのである。

さらに、検査結果でがん発見率の男女比が1であるところ、これも自然発生する甲状腺がんが女性に多いという傾向にも一致しない（甲二共52・崎山比早子意見書2）。

（4）連名意見書による批判

このように、福島県で実施されている県民健康調査においては、未成年者の間において多数の症例が発見されているところである（甲二共52・12頁）。

これに対し、連名意見書は、国立がんセンターの罹患率データは臨床症状が発現して手術をした症例等であり、県民健康調査のようなマス・スクリーニングと比較すべきではないと批判する。また、外部被ばく線量推計のための行動記録に回答した県民56万4千人の（事故当初4か月の）推定被ばく線量は1mSv未満が99.98%であったこと等を強調し、汚染地域でも被ばくを極力抑える工夫等をすれば、がんリスクを高めないことができるとしている（乙二共173・18～19頁）。

（5）連名意見書に対する反論

しかしながら、上記罹患率データに関しては、有病期間を種々設定して計算しても統計的な有意差があり、比較することに問題は生じない（甲二共154・10頁，14頁）。

また、本件原発事故に伴う住民の被ばく線量，特に初期の甲状腺被ばく線量についてはその測定精度に疑問の声があるのも事実である（甲ニ共64・6頁）。

連名意見書も認めるとおり「小児甲状腺がんの自然史の詳細が解明されていない」（乙ニ共173・19頁）現状からすれば、今後長期間にわたって健康調査を継続していく必要があることは自明である。そして、今後の健康調査およびリスク評価に際しては、崎山意見書（甲ニ共64，甲ニ共154）で挙げた各種の知見を無視することはできない。

（6）小括

以上のとおり，福島県で甲状腺がんが多発しているという結果は，避難区域外でも放射線による健康影響を受けているということを示していることに他ならない。

第3 避難の合理性の判断方法

1 判断枠組み

本訴訟では，国の避難指示が出されていない区域から避難した者，及び，国の避難指示に基づいて区域内から避難し，避難指示が解除された後も避難を継続している者（以下，「区域外避難者等」という）。の避難行動について，本件原発事故と相当因果関係があるかどうか，ということが問題となっている。ここで，本訴訟上の相当因果関係の立証としてどの程度の立証が必要か。

訴訟上の因果関係の立証の程度について判示している「ルンバール・ショック事件」（最判昭和50年10月24日民集2

9 卷 9 号 1 4 1 7 頁) では、訴訟上の因果関係について、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りる」としている。言い換えれば、訴訟上の証明は「真実の高度の蓋然性」の証明であり、「通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信」があったときに証明ありとする。

注意しなければいけないのは、本訴訟において問題となっているのは、「現に発症した病気と本件事故による低線量被ばくとの間の相当因果関係」ではない。仮に、現に発症した病気と本件事故による低線量被ばくとの間の因果関係が問題となっているのであれば、低線量被ばくにおける健康影響を科学的知見に基づいて分析し、本件事故によってもたらされた低線量被ばくが、当該病気を引き起こしたことについて「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信をもちうるものである」程度にまで立証する必要がある。しかしながら、本訴訟において立証すべき相当因果関係は、「低線量被ばくがもたらしうる健康影響の危険性・リスクに対し、通常人・一般人が不安や恐怖を感じて避難を選択し、それを継続することと、本件事故との間の相当因果関係」である。すなわち、本件事故による低線量被ばくと、現に発症した病気との間に相当因果関係があるか、という「科学的な証明」ではなく、「避難を選択することと本件事故との相当因果関係」なのであるから、①低線量被ばくに

よる健康影響の危険性・リスクに対する科学的知見が現に存在しており、当該知見の集積によれば、低線量被ばくによる健康影響の危険性が否定できないレベルに至っており、②それを考慮した一般人・通常人が、低線量被ばくによる健康影響を明確に否定した知見がない中で、健康影響に対する恐怖や不安を感じるのは合理的であり、その結果の行動として避難を選択するということが自然かつ合理的であるということを立証することができれば、相当因果関係が認められると考えるべきである。その意味では、科学的な証明の程度としての真実の高度の蓋然性までは必要とされない。

2 本件原告らの避難の合理性

原告らの避難の選択が自然的かつ合理的であることは、前記の低線量被ばくの危険性に関する知見から明白であるが、加えて、リスク認知論の知見からも裏付けられている。

第4 リスク認知論

1 リスク認知論の知見を踏まえることの必要性

避難の合理性を判断するにあたって通常人・一般人の判断を基準にすべきであることは前記のとおりであるが、通常人・一般人のリスクの受け止め方には専門家によるリスク評価とは異なる特徴があり、とりわけ本件のような放射線被ばくについては通常人・一般人はリスクを高く受け止める傾向があることがリスク認知についての心理学的研究によって明らかにされている。本件では、このようなリスク認知の知見を踏まえて避

難の合理性を判断すべきである。以下ではリスク認知の知見を説明する。

2 専門家によるリスク評価と一般人のリスク認知の違い

専門家は、リスクを結果（被害）の深刻さと、これが生じる確率を掛け合わせたものであると考えており、リスクの大小をデータに基づいて客観的に評価推定する（リスク評価、リスクアセスメント）。

これに対して、一般人は、当該分野の専門家のように、リスクを客観的にデータに基づいて分析するようなことはせず、直感的・主観的に受け止めて行動する。これをリスク認知という。

専門家によるリスク評価は、上記のように、リスクが現実化する確率を基礎として行われるものであるが、この「確率」は、ある特定の期間に一定の集団を対象にして観察し、ある事象が起こる頻度を算定してこれを確率として把握するという、頻度説に基づく確率である。

他方で、一般人（個人）が自分や家族などの生活に降りかかってくるリスクをどのように認識するかという場合、自分や家族の身体は一つしかない（代わりがない）ものであるし、また、個人の生活状況や価値観は人それぞれであるため、集団を対象とした頻度説確率に基づく客観的なリスク評価がそのまま個人のリスク認知（確率解釈）と一致するわけではない。個人の視点から見た確率解釈は、ある特定の個人が持つ信念の度合いであって、たとえ全く完全に理性的で、同じ確証を与えられていても、すべての合理的人間が同じ度合いで

信念を持つとは前提にされていない，という特徴を持ち，主観説（確率）と言われている（甲二共 69 の 4～7 頁，甲二共 68 の 2～3 頁）。

このように，専門家による客観的なリスク評価と個人のリスク認知はどちらが正しくどちらが間違っているというようなものではなく，そもそも目的も違えば仕組みも違うということを理解する必要がある。もちろん，頻度的な確率概念（リスク情報）が個人にとっても意味を持たないわけではないが，頻度的な確率として，例えば $100 / 100000$ と $1 / 100000$ という数値が示されたとしても，個人の不安が，後者が前者の $1 / 100$ になるという単純な関係が成り立つわけではない（甲二共 69 の 7～8 頁，甲二共 68 の 2～3 頁）。

3 一般人のリスク認知の特徴

(1) 二重過程理論

一般人のリスク認知のメカニズムは二重過程理論というモデルを用いて説明されるが，これは人がある事象について判断するときに備わっている思考システムで，システム 1（経験的システム）とシステム 2（分析的システム）が働くが，事象によって 2 つのシステムのうちどちらか一方が優先的に働く場合があるというものである。システム 1 は，ア）素早く自動的に動き，おおざっぱに判断する，イ）感情的で，連想や直観によって評価する，ウ）イメージや比喩により理解するという特徴がある。これに対して，システム 2 は，ア）時間をかけて言語的な思考により緻密に判断する，イ）理性的で論理に基づい

た意識的な判断を行う，ウ）抽象的なシンボル，つまり言語，数量等のデータに基づき理解判断するという特徴がある。

一般人がリスクを認知するときに，主に働くのは，システム1（経験的システム）であることがわかっている。

さらに，人の生存や健康がかかっているような場面では，システム1が優勢に働くといわれている。本件事故についても，日常生活の中に放射性物質というリスクが突然降りかかってきたのであるから，特に事故直後の混乱状況の中では，よりシステム1による判断が優勢に働いたものと推測できる。

（2）リスク認知の2因子モデル

一般人がリスク認知をする際に考慮する様々な要素を抽出し，相互に関連性の高いものをまとめたものとして，「リスク認知の2因子モデル」がある。この2因子のうちの一つの因子が「恐ろしさ」因子であり，もう一つが「未知性」因子である。それぞれの因子を構成する個々の要素としては，例えば「恐ろしさ」因子であれば，被害の程度（致死性のものか），規模（破局的な規模の被害をもたらすか）などがあり，「未知性」因子であれば，暴露が人間の五感によって観察できるか，影響がすぐにあらわれるか後になって生じるかなどの要素がある（甲二69の14～15頁，甲二共68の6頁）。

4 一般人のリスク認知の基本的枠組みからすれば，本件事故に関して一般人が健康リスクを強く感じるのは当然であること

本件事故に関して，上記の「2因子モデル」に従ってあてはめてみる。

まず、「恐ろしさ」因子を構成する個々の要素についてみると、①「制御可能性」については、地震発生後に巨大津波に襲われて全電源が喪失し、原子炉の冷却が不可能になり、炉心溶融という深刻な事故を発生させたが、その一連のプロセスをコントロールできなかった、②「恐ろしさ」については、原子炉建屋の水素爆発の様子等が映像で放映され、それを見た人が恐ろしいという感情を抱くのは当然である。③「帰結の致死性」については、本件事故においては高線量放射線被ばくによる死者こそなかったものの、原子力発電所の事故で高線量の被爆をすると短期間のうちに命を落とすことが一般的に知られており、本件事故も場合によっては致死性のあるものとなり得たと受けとめられている。④「世界的な惨事の可能性」については、チェルノブイリ原発事故において知られたように、原発事故によって放出された放射性物質は国境を越えて世界中を汚染する可能性があった。⑤「リスク削減の困難性」については、事故の収束や放射性物質の除去には長い年月を要する。⑥「将来世代への影響」については、特に子供については放射線被ばくの影響が強く心配されている、⑦「非自発性」については、多くの福島県民はあえて原発のある地域を選んで居住していたわけではない、⑧「不平等性」については、福島原発は福島県に電力を供給していたのではなく首都圏電力を供給するためのものであったにもかかわらず、原発に近いところに居住していた人が被害を強くこうむっており、不平等感を抱きやすいなど、いずれもよくあてはまっている。

次に、「未知性」因子についてみると、⑨「観察可能性」については、放射線は人の五感によって直接感知することができ

ない、⑩「さらされていることへの理解」については、放射線被ばくについては、リスクにさらされていても、その影響の有無を実感することが困難である、⑪「影響の晩発性」については、放射線被ばくの健康リスク、特に発がんのような影響は直ちに表れるものではなく、晩発性の健康影響が心配されている、⑫「新しさ」については、原子力関係の事故はこれまでもあったが、日本において、原子力施設の敷地外の多数の一般市民が、大気や食品、水道水等の放射性物質汚染を懸念しなければならないという点では新しいリスクと認識されやすい、⑬「科学的理解」については、低線量被ばくの健康影響については、科学者の間でも見解が分かれており、一般人から見れば、いまだ科学的に十分に理解されていないと感じられるのは当然であるなど、これもよくあてはまる。

以上のように、本件事故及びその後の放射性物質汚染・放射線被ばくによる健康リスクの問題については、二重過程理論、そしてそれに基づく2因子モデルからすれば、一般人にとって、そのリスクを高く評価されやすい傾向があると心理学的に考えられる（甲二69の18～21頁，甲二68の8～9頁）。

そして、事故から数年経ち、地域の放射線量が低下傾向にあるとしても、福島県内の空間線量は他の地域と比較すればいまだ高い上、低線量被ばくの晩発性影響という性質からすれば、未知性因子に当てはまりが強く、住民の健康リスクについての不安が解消されないのは何らおかしいことではなく、また、住民の健康リスクは「適切な認識を欠いている（いわゆる欠陥モデル・欠如モデル）」からではない（社会心理学上、特にリスク認知研究ではいわゆる欠如モデルは妥当しないとされてい

る)上、「正しい情報」を提供するとする国(特に原子力関係の政府機関)や東京電力(リスク管理の主体)に対する信頼が低い以上、いくら「正しい情報」が提供されたとしても、それで不安が解消されるということにはなりにくい(甲二六九の二二～二四頁、甲二六八の九～一二頁)。

5 認知的一貫性の原理

認知的一貫性の原理とは自己の行動と認知に一貫性を持たせようという傾向があることをいうが、この原理により、事故により汚染された地域に、何らかの理由があり滞在を続ける人にとっては、放射線の健康影響を不安に思いたくないという心理が働く。

他方で、避難をし続ける人にとっては、汚染地域の健康リスクを深刻に受け止める方が、感情的認知的一貫性を保てる。

こうした点からすれば、アンケート等に対し、「不安を感じない」「以前と比べて不安を感じない」などと回答しているからといっても、それは必ずしも不安の解消を意味しているとは限らないと考えられる(甲二六九の二四～二九頁)。

6 小括

このように、リスク認知の心理学的研究による知見によれば、本件事故に伴う放射性物質により、避難前の居住地域を汚染された原告らが、健康リスクを中心とするリスクを深刻に受け止め、強い恐怖、不安を抱くことについては、一般人

のリスク認知のメカニズムからして、何ら不自然なことではない。

原告らの不安等には、①避難前の居住地域が現実放射線物質によって汚染されたという不安の客観的根源があり、かつそれが今なお継続していること、②恐怖や不安を強く感じることは、一般人のリスク認知のメカニズムという点でも合理的な根拠があることは明らかである。このような点から見れば、放射線被ばくの健康リスクへの恐怖や不安は単なる危惧感にとどまるものではなく、この恐怖や不安のために原告らは避難を余儀なくされたのであるから避難は合理的なものであるといえる。

第 5 総括

以上のとおり、低線量被ばくの危険性については、LNTモデルに準拠すれば、100 mSv 以下の低線量領域（まさに本訴訟の原告ら居住地域で問題となる線量である）においても健康リスクが存在することは否定できない事実である。被告国は、20 mSv を基準に避難指示区域の設定及び避難指示解除の判断を行っているが、20 mSv という基準は、確立された科学的知見ではない。低線量被ばくによる健康影響は、時を経てから、深刻に現れることが分かっているところ（甲ニ共52、22頁 崎山意見書）、本件原発事故の放射線被ばくによって、この先、どのような健康被害が、どの程度の割合で生じるかについては、科学的知見に基づいた科学的予測をするほかない。本件原発事故後、政府等の公的機関や専門家、科学者に対する

国民の信頼が崩壊して（安全神話の崩壊）、科学的合理性なるものへの強い懐疑が存在する上、とりわけ低線量被ばくによる放射能被害については、科学的知見も対立して、放射線の危険性に関する情報提供の不全や混乱がいまだに存在しているため、科学的合理性にこだわることは適切ではなく、通常人・一般人が危険だと感じることには社会的合理性があるとみるべきである（甲二共67・214頁）。そして、リスク認知論の知見、本件事故に対する不安が解消されない現状においては、本件原告らが、指示の有無を問わず避難継続することに合理性は当然認められる。

第4章 完全賠償とは

第1 はじめに

前記のとおり，本件原発事故による被害は，広範な地域を長期間にわたって放射能汚染し，現時点において終息の見通しもないことから，極めて深刻なものである。

このような被害を法的に構成するにあたり，重要な視点は，一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ，人間同士の関係性を断ち切られて孤立し，従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ，今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと，すなわち全人格的被害を受けているということである。

我々はこのような被害を包括的生活利益としての平穩生活権の侵害として構成し，本訴訟においてその完全賠償を求めるものである。そこで，本章では，そのような完全賠償を実現するにあたって，基本的な視点を提示した上で（第2），被告国及び被告東京電力がよって立つ賠償基準である中間指針について賠償範囲を制限し，賠償額の上限を画するものではないことを摘示した上で（第3），各損害項目について共通する考え方を述べる（第4ないし6）。

第2 あるべき損害把握

1 非典型の事件類型であること

第1章で述べたとおり，本件原発事故は，被害の広汎性・継

続性・深刻性・全面性という被害の特質を有する。交通事故はもちろん、水害事件、公害事件とも異なり、従前の実務及び学説が想定していない非典型の事件類型である。

このような非典型の事件類型に対して、安易にこれらの特質を有しない交通事故損害賠償理論を適用すれば、賠償から抜け落ちてしまう被害が生じてしまう。法律家は、このような非典型の事件類型に対してこそ、不法行為法の原則に立ち返った損害賠償理論を適用しなければならない。

2 原子力損害賠償と差額説

(1) 差額説の本来の思考様式

我が国で通説とされる差額説は、一般に「もし、加害行為がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態の差」と定義される。判例も「思うに、民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば、侵害行為がなかつたならば惹起しなかつたであろう状態（原状）を（a）とし、侵害行為によつて惹起されているところの現実の状態（現状）を（b）とし $a - b = x$ その x を金銭で評価したものが損害である。そのうち、数理的に算定できるものが、有形の損害すなわち財産上の損害であり、その然らざるものが無形の損害である（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁）」と通説と同様の理解を示している。

原告らは、「不法行為がなかつたならば被害者が現在置かれていたであろう仮定的事実状態」と「不法行為がなされたために被害者が置かれている現実の事実状態」の差をもって損害と考えるべきと主張しており（訴状・130頁～）、この

利益状態の「差」が生じていることが本来主要事実となるはずである（事実状態比較説）。

（２） 具体的損害計算

ア 従来の実務

ところが、我が国では、交通事故事件を中心とした裁判実務の中で、この事実状態の差を把握する処理は省かれ、侵害客体の交換価値（金銭）のみで「差」が把握されてきた（金銭的差額説）。

この金銭的差額説は、個々の損害項目に決定的な意味をもたせて主張立証の対象とし、個々の損害項目に対応する金額を積み上げていく手法（個別損害積み上げ方式）及び実損主義（不法行為により被害者に現実に生じた損害のみが賠償されるべきとの考え方）と結合し、損害を当該具体的被害者に即して確定して行く考え方（損害の主観的把握）による差額算定が構築されてきた（具体的損害計算）（甲二共 33・6 頁）。

イ 問題点

上記の具体的損害計算の手法が、差額説の理論的帰結かの如く実務上運用されてきたが、これを今回の原発事故にそのままの形で採用することは、2つの点で問題がある。

第1に、生活の総体（包括的生活利益としての平穏生活権）が破壊された未曾有の事件で被害者に生じた「差」を的確に表現出来ず、既存の損害項目を積み上げただけでは「差額」を十分に捕捉できない限界がある。

第2に、従前の典型的被害類型を想定して立てられた損害項目と同じ名目の損害項目に対して、生活の総体が破壊され

る権利・法益の侵害であるという要素が反映されずに差額計算される危険がある（避難慰謝料について交通事故の自賠償基準が流用される，居住用不動産の賠償について従前の物損の計算方法が適用される等）。

このような非典型の事件類型に対しては，差額説の原点に立ち返った損害把握を行うべきであり，その出発点は，被害の実態を直視した本件原発事故前後の利益状態の比較にある。

（３）抽象的損害計算

ア 損害賠償の権利追求機能

損害賠償請求権は，被害者の権利・法益の侵害に対して与えられたものであり，権利・法益それ自体を直接に保護するという機能と目的を有する。いかえれば，権利・法益侵害を理由とする損害賠償請求権は，侵害された権利・法益の有する価値を金銭によって回復ないし実現するものであり，本来の権利・法益の価値代替物であるということになる。

従って，利益状態の「差」の把握にあたっては，本来の権利・法益の有する価値がどれほどのものかを判断し（規範的損害概念），賠償されるべき損害の確定に反映させることが重要になる（甲二共 33・20 頁～21 頁）。

イ 抽象的損害計算

そして，損害賠償請求権のもつ権利追求機能を強調した場合，具体的損害計算による補填がされたからといって，被害者の権利・法益の有する価値が金銭的に回復される結果には必ずしもならない（生活の総体が破壊された本件原発事故では尚更である）。

ここに、損害を、具体的被害者に生じた具体的損害とは無関係に、権利・法益が客観的・類型的に有する価値を最小限の損害として賠償する抽象的損害計算（損害の客観的把握）が導かれる（甲二共 33・20 頁～22 頁）。

ウ 原告らの請求との関係

後述する避難慰謝料，ふるさと喪失慰謝料，居住用不動産の賠償は，侵害された権利・法益の類型に着目して類型化された損害について，最小限の損害計算を行った結果である。

3 小括

原発事故の損害賠償について，潮見教授は「原子力損害で問題となる被害者の権利を，その所有する個別的な評価を集積しただけのものに尽きない『その地域で平穩に生活する権利』（事業者の場合には，その地域で事業活動を展開する権利）と捉え，『権利侵害（ここでは，平穩生活権の侵害）がなければ，被害者が現在置かれているであろう状態』を金銭によって価値的に実現するための制度としての損害賠償を構想することこそが，重要なのではないか—これは差額説の立場と矛盾するものではない—と考える」と指摘している（甲二共 15・47 頁）。

他方，中間指針等に基づく賠償は，多くの内在的問題を抱えるとともに（後述），上記の「差」（Differenz）の処理をし，財産的損害・精神的損害を捉える視点が無い（甲二共 15・46 頁）。

原告らは，本件原発事故が無かったならば，原告らが現在置かれているであろう「状態」を回復できるだけの賠償として，避難慰謝料・ふるさと喪失慰謝料・居住用不動産を求めている。

第3 中間指針批判

1 原賠審の位置付け

そもそも原賠審は、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（原賠法18条2項1号）を目的として設置された機関である。

また、原賠審の定める中間指針等は、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として定められたものである。

すなわち、中間指針等は、和解の仲裁を行うことを目的として、当事者による自主的解決に資する一般的指針として策定されたものである。

当然ながら、専門家らも、このような指針を作成するという目的で審議したのであって、裁判規範たる賠償基準を策定することを目的として審議したわけではない。

2 中間指針等の性格

(1) 賠償範囲・賠償額の制限を示したものではないこと

まず、中間指針等は、あくまで当面の、最低限の賠償を示すものとして策定されたものであることを忘れてはならない。決して、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないのである。

中間指針の冒頭において、「この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体

像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意される必要がある。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」(乙二共1号証2頁)と述べられている。

また、中間指針追補においても、「なお、中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」(乙二共2号証2頁)と述べられている。

さらに、中間指針第四次追補においても、「なお、本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と

同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」
(乙二共16号証3頁)と述べられた。

以上のように、中間指針等で繰り返し述べられているとおり、中間指針等は、あくまで最低限の賠償を示したものに過ぎない。そして、被告東京電力自身これを認めているからこそ、中間指針等に示されていない横だし・上乘せの賠償を行っているのである。

(2) 一方当事者に配慮した不十分なものであること

中間指針等は、「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれる」とあるように、被告東京電力と被害者との間の合意形成による自主的解決を志向して作られたものである。これを策定した原賠審は、原子力損害賠償法18条に基づき、和解の進行を促進することを目的として設置された。それゆえ、強制力を持つ裁判と違い、一方当事者たる被告東京電力の意向を無視できず、被告東京電力が納得するものを志向して作られた側面がある。第21回審査会において、原賠審能見会長は、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。」、「東電としてもそういう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である。」、「東電が納得してといたしますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることになりますので、(中略)ただ金額を多くすればいいというものでもない」と述べてい

る（甲二共 29 号証 17 頁及び 23 頁）。

また、国庫負担増大への配慮がなされている可能性がある。原子力損害賠償支援機構法において、国が被告東京電力の賠償を支援することになっているため、被告東京電力の賠償の拡大は、国庫負担の増大に直結する。それゆえ、被告東京電力による賠償を低廉に抑えるという思慮が働く状況下で策定されたものであると言える。そもそも、本件訴訟をはじめとした本件事故による被害について損害賠償を求めた全国各地の訴訟において、被告となっている国の設置した機関が策定していること自体、本質的欠陥を抱えていると言わざるを得ない。

以上のように、中間指針等は、一方当事者に配慮し、低廉に抑えられた賠償金額が示されたものである。

3 審議過程での作成者の認識

中間指針等のこのような位置づけについては、原賠審の審議中にも委員から繰り返し言及されている。

原賠審の第 1 回会合（2011（平成 23）年 4 月 15 日）では、委員の 1 人である鎌田薫教授（早稲田大学総長，早稲田大学法務研究科教授）が、「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず一義的に指針を定め」るべきであると発言している（甲二共 145・31 頁）。そして、この意見が審査会における議論の基調となっており、能見会長も折に触れてこの点を強調している。

避難指示等がなされた区域外からの避難者について、すなわち賠償対象となる人の範囲を広げることについて初めて議

論された第12回会合（2011（平成23）年7月29日）でも、鎌田委員は、「たびたび確認もさせていただいているんですけども、この指針の中で、具体的に賠償されるべき損害の範囲として摘示されなかったものは、賠償されるべき損害の範囲から外れているんだというわけではないということ、つまり、どこまでが賠償されるべき損害の範囲かということのすべてを決めるのが、この指針の役割ではないということが大前提だと思うんですね。」、「かなり微妙なところまで全部決まらなないと指針が出せないということになれば、それだけ、この指針に従った迅速な救済というのが遅れていくので、もともと第一次指針のときから、少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだという疑問のないところから順に拾い上げていきましょう。しかも、運用するたびに、一見、指針で賠償されるべきものとされているようだけれども、個別に審査しなければいけないというものでないところから、決められるところから決めていけば、少なくとも、その部分からは早く救済されるということで、一次指針、二次指針、そして、この中間指針というふうに来たんだと理解しています。だから、ここに書かれていないものは賠償しないというふうな宣言をしているという読まれ方はされては困るというのが大前提」と発言している（甲二共146・32～33頁）。

また、第21回会合（2012（平成24）年1月27日、郡山市で開催）では、意見陳述した地元市町村長らの中間指針への厳しい批判に対し、能見会長は、「指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きな

がら、しかし、多数いろんな個別事情はあって、いろいろみんなばらばらですので、賠償する東電も納得して、迅速に支払ってくれるような、そういう意味で、共通の損害みたいなものを指針の中で取り出して、中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものでございます。そういう意味で、これを前提として、指針に書いていないから賠償しないという考え方は、もともとおかしい。東電がそういう言い方をしているということは、私も聞き知っておりますけれども、それについては毎回毎回、審査会としても、この指針の性質というものは、そういうものではなくて、個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなくて、それ以上の損害賠償というものは認められるというのが大原則でございます。」としながら、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。・・・普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である」、「東電が納得してと言いますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることになりますので、…」等と発言している（甲二共29・16～18，23頁）。

これらの委員の発言からも分かるように、指針で定められている損害賠償の範囲やその金額は、誰もが、すなわち被告東京電力さえも納得せざるを得ない水準で定められたものである。これは、迅速な救済の実現を図る狙いとそもそも当事

者間の合意を促進するための指針であるという性質上の制限から導かれるものである。それ故、これらの原賠審の示す指針は、その成り立ちや性質上、必然的に損害賠償の範囲や金額において、被告東京電力さえも反対しにくいような極めて限定的なものとして算出される特徴を持つこととなる。

指針の示す基準は、性質上極めて限定的なものとなっていることに十分な留意が必要である。

以上のとおり中間指針は、あくまで裁判規範たる賠償基準を策定することを目的として審議したわけではない。中間指針は、あくまで賠償を負担する一方当事者たる被告東京電力の支払に対する意思をも考慮した上で、迅速かつ画一的な賠償を実現するという目的のもとで賠償額を限定的に考えるものであり、このような特定の目的が公にも宣言され、指針自体にも明示されている。当然ながら個々の被害の実態も十分に検討されていない。これが司法における賠償法理と相容れないことは明白である。通常、訴訟において支払義務者の支払能力や支払意思によって損害の内容やその損害額が決まることはありえないであろう。

なお、以上の中間指針の基本的な理解を前提にして、具体的に避難に伴う慰謝料額の算定についても審査会の中で明確な根拠もなく自賠責保険基準が採用されるなど、被害の実態とは離れて恣意的に決められた経過があることについては、甲二共39・浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点について」（環境と公害43巻2号9頁以下）において詳細に言及されているとおりである。

第4 避難慰謝料

1 中間指針等の内容

「避難等対象者」に対する慰謝料は、中間指針においても、中間指針第二次追補においても、一人月額10万円を基本に固定されており、避難区域再編後における一括賠償金についても、この金額を単位に算定されている。そして、この一人月額10万円という金額は、自賠償における傷害慰謝料の額（日額4200円）を参考にして算定されたものである（乙二共1・21頁）。

2 問題点

しかしながら、自賠償基準をもとに策定された点について、以下のように、複数の学者から批判がなされている。浦川道太郎教授は、「その1つは、自賠償の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないという点である。すなわち、自賠償の傷害慰謝料は自賠法制定当時には決められておらず、1964年2月の自賠償支払基準改定の際に1日700円と定められ、その後保険金額と物価指数の変動の中で4200円に至ったものである。当初の700円という金額の根拠も明確ではない。むしろ自動車交通事故での傷害による精神的苦痛を実態に即して金銭評価するとなると、被害者が現実的に慰謝料として取得できる相場を示している、裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟損害賠償算定基準」（以下「赤い本」という。）の傷害慰謝料が適切である。

第2の問題点は、入院のように行動が制約されていない避難生活では精神的苦痛が少ないために、本件慰謝料は自賠償基準

よりも少ないとした判断である。避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用される。そのように考えるならば、自賠責の傷害慰謝料の月額12万6000円を10万円に減額する根拠は全くない事になる。

第3の問題点は、自賠責基準を採用しながら、第2期の本件慰謝料を逡減している点である。(略)自賠責の傷害慰謝料は、1日4200円に固定されており逡減方式を採用していない。逡減方式を採用しているのは赤い本であり、中間指針の説明でも第2期における減額の理由として、赤い本の考え方を参考にして1人月額5万円にしたと説明している。一方において低い慰謝料額であるゆえに逡減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において1日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない」と批判する(甲ニ共39・14, 15頁)

また、吉村良一教授からは、「交通事故があくまで個別の事故であること、加害者と被害者の立場の交代可能性があること、保険が普及していることといった、本件事故とはおよそ異なる特質を有する」と、性質の相違に着目した批判がなされている(甲ニ共37・136頁)。

以上のように、自賠責基準をもとに策定すべきものではなく、一人月額10万円という金額は低額に過ぎ、妥当ではない。

3 あるべき避難慰謝料

前記のとおり，自賠責基準をもとに策定された中間指針における避難慰謝料の金額は，裁判手続において妥当する慰謝料金額ではあり得ない。

裁判手続においては，中間指針において，あえて捨象された点である加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきである。

そして，前記のとおり，あるべき避難慰謝料の金額は，もし，加害行為がなかったとしたならばあるべき利益状態と，加害がなされた現在の利益状態の差に着目し，本件事故による避難前と同じ利益状態を回復するために必要となる慰謝料額がいくらかという観点から確定されなければならない。

訴状134～137頁に記載したとおり，原告らは，本件事故により，突然の避難生活を強いられ，将来も見据えられないという長期かつ過酷な避難生活を強いられており，原告らから幸せな日常生活を送る権利を一瞬にして奪い去った被告東京電力の加害行為の悪質性や重大性も極めて大きなものである。

このような被害実態や加害行為の悪質性や重大性にかんがみれば，一人月額10万円の避難慰謝料で，原告らが本件事故による避難前と同じ利益状態を回復することができるとは到底考えられない。

具体的な避難慰謝料の額としては，訴状135～137頁に記載したとおり，例えば，不法行為（交通事故）により傷害を被り，入院を余儀なくされた場合には，一般的に1月あたり53万円（通院の場合28万円），むち打ち等他覚症状のない場合でも1月あたり35万円（同様に通院の場合で19万円）程

度の慰謝料が認められている。そして、避難生活を余儀なくされた者は、事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点で、入院に比肩すべき身体の拘束を受けているというべきであり、交通事故の入院慰謝料と同等の基準を採用すべきである。仮に、避難者には必ずしも交通事故の重症患者のような傷害がないことから、赤い本別表Ⅱ（月35万円）を出発点とするとしても、上記の加害行為の悪質性や重大性（加害者の帰責性）の程度と被害実態の深刻さを考慮し、その約1.5倍に相当する一人月額50万円を下らないというべきである。

第5 居住用不動産

1 中間指針・第四次対補の限界

住宅確保損害に発展させた第四次追補は、中間指針第二次追補が採用する時価賠償（財物価値＝本件事故発生直前の価値）を修正している。

しかしながら、上記「財物価値の喪失・減少による損害＝「事故前におけるのと同種同等の生活状態（生活利益）を確保するために財物に投下し、又は投下することを要する費用（再取得価格）」との損害把握と異なり、①住宅購入を前提とした構成であること（領収書の必要な損害扱い）、②事故前価値による制限を行っている点で（交換価値内での賠償を志向）、原告らの求める賠償とは異なる。

2 財産的損害の損害賠償理論

(1) 具体的損害計算（個別積算方式・実損主義）

従前の実務では、交通事故における物損，個々の動産・不動産に対する侵害事例を対象にして，個別損害積み上げ方式と実損主義（不法行為により被害者に現実に生じた損害のみが賠償されるべきとの考え方）が構築・採用されてきた。

(2) 抽象的損害計算（財産管理・処分の自由，人格の展開の自由）

しかし，財産的損害の賠償においても，利益状態の「差」の処理が損害把握の出発点であり（仮定的事実状態と現実の事実状態に差が生じていること，及びその評価額が主要事実となる。甲二共 34・判例タイムズ 687 号・「財産的損害についての一考察」潮見），損害計算についても抽象的損害計算が妥当する。

(3) 損害賠償の請求権の権利追求機能

損害賠償の請求権の権利追求機能は財産的損害にも当てはまり，その権利・法益の価値の実現にあたっては，客体に割り振られた価値の保障（個別財産損害）に加えて，被害者が社会生活の中で自己に帰属する権利・法益の客体を用いて人格を自由に展開する価値（財産管理・処分の自由，人格の展開の自由の保障）も評価されねばならない。権利主体に対し，当該客体の価値だけでなく，当該客体を用いた行動がこの者の総体財産にもたらしたであろう利益の実現・回復もされてはじめて，当該権利・法益の有する価値が実現・回復されたということができるからである（甲二共 33・34 頁）。

(4) 居住用不動産の特性（包括的生活利益の侵害）

原告らは、日本国憲法のもとで居住・移転の自由を有し（憲法22条）、その地で平穩に生活する権利・人格を發達する権利を保障されている（訴状67頁～）。

従って、居住用不動産は、財産管理・処分の自由、人格の展開の自由の保障を考慮すべき必要性がとりわけ高い類型である。

3 あるべき居住用不動産の賠償

(1) 再取得価額の賠償

居住用不動産の賠償にあたっては、被害者がその不動産を用いて日常生活を送っていたのと等しい状態が金銭的に回復される必要がある。

差額説の基本的視点である利益状態の比較、すわち「不法行為がなかったならばあるであろう状態」をどのようなものとして捉えるか、「不法行為があったためにおかれている状態」をどのようなものとして捉えるかという点に関する評価に際し、交換価値のみを比較することは、居住用不動産で本来考慮されるべき財産管理・処分の自由、人格の展開の観点が捨象されてしまい妥当ではない。

原告らは、居住用不動産について、再取得価格の賠償を求め（訴状138頁～）、これが民法理論（差額説）とも矛盾しないことを第13準備書面で論証した。

これは、「財物価値の喪失・減少による損害」＝「事故前におけるのと同種同等の生活状態（生活利益）を確保するために財物に投下し、又は投下することを要する費用（再取得

価格)」との損害把握に基づくものであり、その抽象的損害計算としてフラット35を用いている。

(2) フラット35は最低限の損害計算であること

なお、抽象的損害計算と具体的損害計算は、併存・選択が可能な理論であり、最小限の損害を超えた主観的・具体的損害の二元的損害計算も肯定される（甲二共34・9～10頁）。逆に、抽象的損害計算に一本化し、具体的損害計算を否定することは、個別具体的被害者が当該権利・価値に有している個別の価値を無視することになり適切ではない。そこで、抽象的損害計算による最小限の価値を保障しつつ、個別具体的損害を上積みで補填する枠組みが支持されるべきである（甲二共33・38頁）。

原告らは、訴状において抽象的損害計算としてフラット35による賠償を請求していたところ（一部請求，訴状・139～140頁），これを上回る個別原告には，追加賠償が認められて然るべきである。

第6 ふるさと喪失慰謝料

1 中間指針の内容と問題点

中間指針では、第四次追補において、帰還困難区域のみを対象に、一括払いで従前の慰謝料額に1000万円を上乗せし、その趣旨を「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するものとしている。そのため、この上乗せされた慰謝料額につき、避難慰謝料とは

異なる慰謝料を新たに認めたものと考えられなくはない。

しかしながら、この上乗せされた慰謝料の実質をみると、従前の避難慰謝料と基本的に同質のものであって、単に、避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎず、コミュニティの喪失等に対応する新たな慰謝料を認めたものと評価することはできない。

なぜなら、中間指針第四次追補は、この1000万円の加算にあたって、第二次追補で示された600万円のうちの将来分（平成26年3月以降に相当する部分）を控除するとされており、両者は、足し引き可能な同質のものであることが前提とされている。

また、帰還困難区域以外につき、慰謝料額を引き続き月10万円としたうえで、それが積み重なった結果、上乗せされた額とほぼ同額になった場合、同慰謝料は頭打ちになるとされており、この点においても、両者は同質であることが前提とされている。

さらに、中間指針は、そもそも、慰謝料の対象となる精神的損害の範囲を、徐々に拡大させ、その中身の読み替え、すり替えを行ってきた。このような経緯からしても、コミュニティの喪失に基づく精神的損害を賠償するものと評価することはできない（甲ニ共32）。

2 ふるさと喪失慰謝料の必要性

(1) 避難慰謝料との違い

本件では、避難慰謝料とは異なる慰謝料として、ふるさと喪失慰謝料が認められなくてはならない。

なぜなら、避難慰謝料とは、避難生活を余儀なくされたことによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料であるが、本件事故では、これにとどまらず、放射能汚染、産業への影響及びコミュニティの喪失といった被害が生じている。

すなわち、ふるさと喪失慰謝料とは、「包括的生活利益としての平穩生活権」を被侵害利益とする。

(2) 人格的生存のためには、地域の自然環境を前提にした多様な生活基盤の総体が必要であること

原告ら各人は、地域の自然環境を前提に、それぞれその人らしい生活を営むために、これまでの人生と生活を通じて多様な生活上の基盤を築き上げてきた。

海辺に居住する者は漁業を、陸地に居住する者は農業を、山間に居住する者は林業を営み、趣味として海や川で魚を釣り、登山や山菜・きのこ採りをするなど、居住している地域の自然環境に応じた職業を営み、趣味を楽しんできた。また、近隣や親族、行政区での濃密な人間関係に基づき、それぞれの家庭菜園で収穫した野菜や果物をあげたりもらったりし、冠婚葬祭などでは手伝い、手伝われ、協力して地域の祭りや行事を実施してきた。

その生活基盤は、職業生活、学業生活、社会生活、地域における多様な結びつき(市町村レベル、基礎行政組織)など、多様な側面があり、各人ごとに、それぞれ複数の生活基盤を重層的に築いている。このことは、ある原告の生活が、その職業だけを切り離して成り立っているものではなく、職業生活と同時に、消防団やPTAなどの社会生活や、家庭生活な

どとも重層的に絡み合っ成り立っているものであることを考えれば，自明のことである。

全体としての生活基盤は，各人ごとに密接に組み合わされており，その組み合わせ自体がその人のその人らしい生存の基盤である。そして各人ごとに，生活基盤の総体が，その人らしい生活を営む不可欠な基盤となっている。ある人にとって，海辺に暮らし，漁業を営み，地域では行政区の運動会やパークゴルフに参加することがその人らしい生存の基盤であった場合，仕事がなくなって行政区の行事だけが残されても，反対に行政区がなくなって仕事だけが残されても，その人はもはや，従前謳歌していたその人らしい生活を営むことはできない。

従って，結合した重層的な生活基盤は，それが全体として維持されるのでなければ，その人らしい生活は維持できない。一部の生活基盤だけでも生存することはできるが，それは憲法13条が保障する人格権の実現である生存とは程遠い。

子供達もまた，親や友人，学校，その地域の人々とのつながりなどを通じ，大人達が築いてきた生活基盤に組み込まれ，それを享受しながら成長していける利益を有していた。

過去の人生を通じて築き上げた，各人ごとの「その人らしい生活を営むための多様な生活基盤の複合体」は，本来的に，属人的にその構成要素が微妙に異なるものであるが，他方で，その居住地域に基礎を置くという共通性がある。また，その人の生活歴を反映しつつも，職業生活，家庭生活，社会生活の多様な生活基盤が重層的に組み合わされることによって維持されているという構造においては，共通するものである。

(3) 「ふるさと喪失」とは

各生活基盤のうち、地域住民に共通に作用し、かつ総体としての豊かな生活基盤の不可欠な部分を構成する生活基盤が失われた場合には、その地域の住民にとって、おしなべて「その人らしい豊かな生活を送る人格的な利益が侵害されている」ということができる。地域住民にとって共通な不可欠な部分は、まさにその地域で暮らすということである。その地域で築いてきた人間関係であり、その地域で営んできた職業であり、その地域で生活してきた家族であるからである。殊に高齢者にとっては、その地域での生活こそがその人の全人生であると言っても過言ではない。

従って、その人が、その人らしい豊かな生活を送っていた地域で暮らせない、ということは、それだけで人格権が侵害された状態である。それは単に、元住んでいた土地に戻れないというだけでなく、農作業、山菜採り、釣りなど、生きがいの源となるような、元の土地に密着した諸活動を奪われ、地域コミュニティが失われた状態である。原告らは、そのような状態を「ふるさと喪失」と呼称することとした。

原告らは本件原発事故により強制的に避難させられ、本件提訴時において、すでに避難から5年以上が経過していた。地震によって壊れた道路も街並みもインフラも復旧されることなく、放置されたままであった。当時も原告らに対しては、避難指示が継続しており、原告らは、それまで自分が生活していた土地に戻るができなかった。原告らが豊かな生活を送っていた地域社会は崩壊し、原告らはふるさとを喪失したのである。

その後、放射線量の自然減衰や除染の進行によって、空間線量は低下する地域が出てきた。道路や住宅、上下水道、病院、学校などのインフラが整備され、国による避難指示が解除された地域もある。

しかし、いくら放射線量が低下し、インフラの整備が進んでも、原告らが事故前に送っていた豊かな生活を送る基盤の重要な部分が元通りにならなければ、元の豊かな生活を享受することができない。

すなわち、元居住していた土地に帰ることが物理的には可能になったとしても、自分らしい豊かな生活を送る基盤が突き崩されたまま回復できていないのであれば、元の豊かな生活を享受することはできない。生業が成り立たない、人間関係が回復しない、商圈が再建されていない、自宅が汚損・荒廃しているなど、自分らしい豊かな生活を送る基盤が喪失している限り、「ふるさと」は復元しないのである。

従って、実際に元の土地に戻ったか否かは問題ではない。地域で、元の豊かな生活を送ることのできる基盤が回復されたか否かによって、「ふるさと喪失」の有無は決まるのである。

ふるさと喪失慰謝料とは、避難慰謝料では賠償できないその他の精神的損害のすべてに対応するものと位置づけられる。

3 あるべきふるさと喪失慰謝料

このように、中間指針において、新たに慰謝料額を上乗せしようとも、これは、従前の避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎず、避難慰謝料では賠償できない精神的損害に対する慰謝料として、いくらかでも認めた

ものと評価することはできない。

また、仮に、新たに上乘せされた慰謝料をコミュニティの喪失等に対する慰謝料と考えたとしても、上乘せされた金額では、本件事故における精神的損害の程度を正しく評価したと考えることはできない。

なぜなら、例えば、ふるさと喪失慰謝料が対応すべき代表的な精神的損害であるコミュニティの喪失は、人格発展に不可欠な利益の侵害に結びついているからである。

すなわち、原告らが喪失した各人の地域コミュニティ、「ふるさと」の具体的な内容は、後記の原告ら各人の損害において詳述するとおりであるが、ここで一例をあげれば、それは以下のようなものである。

それは、互助組織などでの地域住民との密な助け合いによって築き上げた人間関係の喪失であり（原告番号1）、何世代にもわたって生活を営んできた先祖伝来の地の喪失であり（原告番号4）、農業をしながら浪江町の里山を守るという長年の夢と生き甲斐の喪失であり（原告番号16）、子供達にとっては、学校での部活動や地元の野球チームでの活動などを通じて感じていた生き甲斐や地元の友達とのつながりの喪失である（原告番号14）。また、避難指示が解除された地域であっても、帰還しない周辺住民が多いため、地域コミュニティが失われてしまい、自宅に戻っても従前の生活には到底戻らないという理由で、帰還を断念した者がおり（原告番号15）、避難区域外であっても、人口の流出があり、福島第一原発から漏れた放射能の広がりや放射能の健康への影響を気にすることなく安心して生活できるふるさとはもはや存在しないという喪失を感

じる者がおり（原告番号8）、このような「ふるさと」の喪失は避難区域の内外を問わないものである。

そして、この侵害は将来にわたって回復不能な損害であるため、原告ら各人は、本件事故までに形成してきた人間関係の喪失、自己の人格を育ててきた自然環境・文化環境の喪失といった「ふるさとの喪失」を、一生涯、抱き続けなければならない。

このように、原告らの抱える「ふるさとの喪失」は、避難慰謝料では評価し尽くせない精神的損害であり、それは、大人も子供も、原告ら各人が、自身の所属する各種の共同体から享受していた多種多様な生活利益の喪失又は毀損であって、原状回復がほぼ不可能なものである。

原告らは、上記のように、そこにしかない原告らを育てたふるさとの歴史や風物、時間と空間の中から培われた原告一人一人の自己の存在意義ないしは生き甲斐（レゾンデートル）を根底から破壊されて喪失したのであり、これは自己存在の否定、すなわち本人の死にも匹敵する損害に相当するものである。この点に加え、慰謝料の算定にあたっては、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されなければならないところ、本件では被告東京電力の加害行為の悪質性や重大性が極めて大きいこと、あるいは、本件における加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性があることなどの諸事情が認められることも踏まえると以上の点から、あるべきふるさと喪失慰謝料の金額は、大事な家族や自身の死にも匹敵するものとして、交通事故によるものに比べても、2000万円を下らないというべきである。

第 7 総括

以上のとおり，被告東京電力が賠償基準とする中間指針は，あくまで当面の最低限の賠償基準を示したものである上，それを定める過程において科学論争は捨象されているものであって，原告らを含む本件原発事故の被害者の蒙った損害の完全賠償を実現するには程遠い基準であることは明らかである。

原告らは本件原発事故から 5 年以上を経過した現在でも，過酷な被害を蒙った状況にあり，しかもそのような状況に陥ったことについて何らの落ち度はない。原告らは，従前，その居住地において，放射線被ばくの健康影響など心配することもなく，平穏に生活していたのであり，自らのあずかり知らない本件原発事故によって放出された放射性物質により，ふるさとを汚染され，その丸ごとの生活を奪われたのである。その原状回復は不可能である。従って，完全賠償を求める原告らの願いは，被害者としての当然の願いであり，要求なのである。

以上